

四・一七ストと統制問題

——労働組合と組織統制・統一と団結
と組合民主主義・政党と労働組合——

早大教授	野村平爾
都立大教授	沼田稲次郎
東海大教授	矢加部勝美
中大教授	横井芳弘
弁護士	東城守一
司会	
法大教授	青木宗也

目次

- 一、四・一七ストと統制問題についての報告
- 1 問題の所在
- 2 統制処分の現状とその考え方
- 3 統制処分の根拠とされているもの
- 4 基本による四・一七ストとその收拾の評価をめぐって
- 5 報告の質疑応答
- 二、四・一七ストと統制問題の共同討議
- 1 問題の所在とその考える視点
- 2 労働者の団結と組織統制の基準
- 3 統制をみだした行為（行為）とその評価（評価）の問題
- 4 違法スト下の統制問題は法廷で争えない
- 5 統一と団結と組合民主主義
- 6 スト反対行為の類型と統制の限界
- 7 いわゆる挑発ストをめぐって
- 8 職場の言論の自由を確保し再び反共労働運動の誤りをくり返させないこと
- 9 政党の指導と組合の自主性・民主性
- 10 大衆討論の上につくられる組合民主主義の確立
- 11 護憲運動・平和運動における問題
- 12 統一と団結の強化のために

一、四・一七ストと統制問題についての報告

青木 四・一七ストと統制問題について、これから皆さんに御検討を願うわけですが、最初に矢加部さんから、この問題の実態報告と問題点の御指摘をお願いしましてそのあとで皆さんで御討議していただくというやり方をしてゆきたいと思います。矢加部さんどうぞ……。

一 問題の所在

問題の前程

矢加部 一九六四年の春闘というのは、御承知のように、民間の単産を中心にみるかぎり、賃上げの率および金額、とくに金額にいたっては、戦後最高の額を獲得したといわれているくらいで、そうとうな成果をおさめたということは、労使とも認めているようです。それにもかかわらず、春闘が終ったあとでも、春闘の全体の評価というものが、非常にしにくい状況におかれているのは、民間とちがい公労協に対する裁定額が労組側の思惑より低かったことが直接のキツカケです。しかもそれは三ランクの格差裁定であった。そこで、いわゆる四・一七ストとの中止をめぐっているんな

労働運動上の問題がだされてきた。ことにこれに対する批判や反対意見が、これからの運動をすすめていく基本的な構えと関連させてきて、そのため、春闘の評価の仕方ということまでが、立場々々によって食い違ってきているように思うのです。

しかも慎重にこれを再検討するということだけなら、これほどの問題はないのですが、実はこれが組合の統制問題になって、すでに四・一七スト中止のために積極的に活動した共産党系の組合、労働家の統制処分が行なわれているわけです。御承知のように毎年、春闘後に各単産の定期大会が行なわれて、その定期大会の動向というものを、そのまま総評大会に反映するという形になっていくのですけれども、総評の中の有力な組織である公労協の諸組合、とりわけ全電通、国労、全通などですでに、その大勢はきまっています。しかも、統制問題の激化をつうじ、共産党との全面的な共闘拒否という方向がはっきりしてきたのですから、そういう意味では、主流、反主流を含む統一と結束には、総評の場でも、むしろ逆行する結果になっているのは、現象的に明らかでしょう。

2 四・一七ストと組合民主主義

——二つの視点

そこで申し上げたいのは、そういうことになるのも、直接には四・一七ストというものをどう評価するかということからきているが、真因はそれだけではないのじゃないかということですね。しかし、四・一七ストを分析しつくすことが、問題の手がかりであることはもちろんです。では、一体四・一七ストは春闘全体の決戦の場であって、それをやるかやらないかであとはまるきり違ってくるのだ、それほど重大であったから、このストの中止もまた非常な影響をもつものだと考えざるをえないということであったのか。いや、四・一七ストというのは、実はそれほど重大なヤマ場ではなかったのだ。春闘というのはいくともと長期に、高原闘争として闘われるものであって、その中の一つのでっぱったところが四・一七ストであったとしても、ここにすべてがかかっていたのではない。こういうふうに考えるのであるならば、おのずから、この統制問題というのもでくる結果が違ってくるのではないかと思うのです。とくに、総評の春闘方針によると、民間のスト権をもつ重化学単産が賃上げの先導部隊になる、ということでしたから、少なくとも民間労組の四・一七ストと公労協の四・一七ストでは、前者の意義のほうを重視する考え方が総評には強かった。

また、四・一七ストの評価の仕方いかんで、統制の問題についても、かなりニュアンスの違いのある発言が、同じ総評の内部でも聞かれているわけですね。

四・一七ストというものを中心に考えた場合に、そういう問題が一つある。

もう一つは、統制処分というのは、いうまでもなく組合民主主義に關することです。そして今年の春闘では労働組合の闘争力を強化し、大衆路線を確立するために、組合民主主義というものが非常に強調されていた。これは間違いないと思うのです。ところがその組合民主主義がもっとも強調された今次春闘において、実は統制問題がもち上った。もしそうでなくて、それほど組合民主主義の問題——たとえばストライキの一般投票の問題であるとか、闘争を妥結する場合の正式な機関、あるいは大衆討議による収拾ということが、例年になく強調されていなかったら、それほどにこの統制問題が大きくなることはなかったのかもしれない。

私の右の二点を、まず指摘してみたいのですけれども、私の感じでは、前の点は、どうも総評と公労協とでは考え方や評価の仕方の上で違いがあって、今もってその違いがうめられていない。のみならず、同じ公労協で、国労と他の組合の四・一七スト戦術が内容的にちがっていたことからわかるように、いわゆる一発主義的な構えをとるか四・一七ストにかなり高いウエイトをかけても、これを対決の起点として、三波、四波と盛り上げることを、むしろ重視するかどうかのちがいはなくなかった。それからあとの点は、前述のように総評みずから組合民主主義ということを非常に強調しておったと思われるのに、私の感じ方でも、この四・一七ストの収拾に当っては、かならずしも組合民主主義にふさわしい手続き通りにそれをや

らなかったような感じが残っています。

それに、公労協の四・一七ストを延期ないし中止させたこと自体については、今日では全電通などを除いて、それほど強硬意見はなくなってきたようで、春闘共闘委第四回会議の「春闘総括」でも、論議の焦点をつぎのように述べています。すなわち、四・一七当時「緊迫した情勢にあったとはいえ、この間における情勢の分析、その後の闘いの指導方向、スト権奪還闘争組織との関連などについて、十分討議が尽され、検討を加えられな

い中で闘いが進められた点」を、とくに、「共闘自体の集団指導体制や機関運営の面からも十分反省されなければならない」というわけです。

3 国労と全通・全電通の戦術

公労協と民間労組の戦術

ところで公労協の中で、国労は戦術的にもいわゆる半日ストを中心にして、これはおそらく国労の組織結成以来といつていくらいの、全国的にしかも一ばん打撃の大きい、旅客列車を中心にしてストップさせるという、考えられるところでは最も強硬な戦術を指令しておったわけです。ということは、外の言い方をすれば、この四・一七ストというものに、非常に大きな比重をおいておったということに、ならざるを得ないだけでなく、だからこそ一発主義で終って、あとが続かないだけでなく、カラ打ちの懸念を生じた一面があったようです。しかし、その国労ストが中心になって交通共闘の關係で、私鉄総連その他交通關係が勢ぞろいするゼネスト計画というものに拡大されておったわけです。

ところが同じ公労協の中でも、全電通や全通の戦術というものをみてみると、国労のように大規模なものでなかったことも事実だと思うのです。その点についてなにか国労だけがやる気で、全電通や全通はやる気がなかったというような意見もあるようですけれども、これは私は間違いだと思

います。やる気でいたことはいずれも違ひはない。しかし戦術のたて方やその後の見通しのたて方について違いがあった。そのことは春闘後の公労協の代表者会議の中でもだんだん明らかになってきたのですけれども、たとえば国労はこの四・一七の半日ストを決行したのち、これと似た程度の規模のもの、あるいは戦術はこれより低下するにしても、全国的なそういう闘争をあと何回組織できたかという点になると、執行部はあと一回、そればかり「追い込められた」ような形で、やらざるをえなかったのではないかという説明をしたといわれています。ところが全電通や全通の戦術のたて方は、四・一七ストだけで終るのじゃなくて、四・一七ストというのは、たまたま実力行使のスタートであるだけである。その後数回、それも漸次戦術を高めながらやっていく。こういう考え方があったという。それなら、お互いにそういう話し合いを突っ込んでして、あの時点において戦術の意思統一をすべきであったが、それが十分でなかったというのを、その後に反省点として確認している事実があるわけです。もともと、国労の力みかたは、じつは「格差獲得」という独自要求がプラスされていたためであり、公労協のなかでいち早く国労がスト中止にふみきつたのも、その

独自要求が取れる見通しがついたからではなかったかという問題も、同じく論議をよんでいるところ。だから何れにしても、そういうことであるならば、四・一七ストの評価が違ってくるのはどうせんだということがいえます。

それからもう一つは、御承知のように四・一七ストを中止したといっても、公労協は別として民間の諸組合の中では、共産党系の勢力の強い一部の組織を除きますと、総評・中立労連をふくめて春闘共闘に参加しておった二百数十万といわれる諸組合が、なんらかの形で既定方針通り同日はストライキを決定しているという事実があるのですね。

そこで、この四・一七ストの収拾を積極的に演じた、総評の太田議長、岩井事務局長の考え方のですけれども、これは、その後諸雑誌に太田氏自身が発表しているところから、ごらんになってもおわかりになると思いますが、少なくとも四・一七ストを総評の首脳部がそういう意味では、なにか春闘のきめ手であるとか、最大のやま場であるとかいうふうにはみは考えていなかったと見て間違いないと思うのです。ただ私が疑問なのは、もしそうであるならば、太田、岩井両氏と一ばん近い考え方にあったのは、本来は国労なのですから、それにもかかわらず国労がああいう戦術をなぜとったのかということですが、そこにはストのデモンストレーションの効果をねらい、俗にいう「物情騒然」たるフレイキを醸成さるなかで、一挙に事態収拾を狙う思惑が最初からありはしなかったか。また、ここ数年らい見られなかった執行

部の異常なほどの闘争決意が、経験の不足などから柔軟な戦術行使の余裕を失わせていたことも考えられないではありません。

この点はまた、春闘のああいふ激動する情勢の中で、闘争指令をだす前の段階では、例えば四月六日にだされた鉄鋼労連の回答が組合側からいわせれば非常に低かった。それにもかかわらず、鉄鋼労連がこれをね返すようなストライキが組めないことは明白であったという情勢があったわけですが、そのことを考えると、思いきって大勢ばんの回のためにも強くでた方が、なにか情勢が有利になるのではないかとということもあつたでしょう。その強くでるといふことが、厳密にいえばどういふ意思統一の下で強くでることになったのかといえ、かならずしもそれは明確ではないんですが、ともかくその考え方の中には前述の物情騒然たる情勢の醸成により事態の解決も容易になるのではないかというふうな——そのことのいい悪いは別として——そういうこともなかったとはいえないと思うのです。ということとは、組合の幹部は、この春闘では最初から強気にでておつたのですけれども実態をいうと、必ずしも幹部の考え方に通りに、具体的な闘争というものが、すんなりともり上るともみえないような部分があつたのですから、そういうことが重り合つて、四・一七ストというのは、非常に複雑な様相を帯びさしてきたのじやないかと思ひます。

4 共産党の四・八声明とスト回避の行動

そういう問題をふくみながら四・一七ストを結

局は中止する、収拾をするということになったのですが、今までいっただけの事情で、これが収拾されたという結果ならば、これは主として総評の指導部あるいは公労協の指導部の問題ですから、内部の討議によつて処理するということができたわけです。ところが御承知の共産党の四・八声明というものがだされて、具体的に四・一七ストを回避するための積極的行動が組織的に起された。実際問題として考えてみれば、あの時点でそういう行動を起される以上、それが組合の中に影響しないはずはない。従つて四・一七ストが中止をされたという原因の一つには、総評主流自体のもつばら経済闘争的效果を中心にした判断のほかに、この共産党を中心とするスト回避の具体的行動というものが、かなり作用したことは間違いないと思いますのです。つまり、公労協の四・一七スト中止には総評と共産党との、二つの働きかけが影響している。しかし、少なくとも、その判断の仕方、情勢分析の置きどころは、両者では大きなちがいがある。もちろん、部分的には共通点があつたかもしれませんが、共産党のそれは、四・一七ストを終始、政治的観点からとらえていたことが最大の特徴点でしょう。階級政党だから、大衆団体では気づきにくい、そういう政治的判断に立つた指導をおこなう余地はあるという考え方のようですが、そうなると、共産党の判断内容の評価が問題になるわけです。また、かりにこの点が容認されると仮定しても、すでに述べた組合民主主義の適用は、総評だけでなく、共産党についても、どうせ考慮されねばならない、という二つの点

がいえるようです。

二 統制処分の現状とその考え方

1 処分の現状

話がちよつとびますが、例えば一ばんこの問題をめぐって激化をしている全電通の場合ですが六月中旬現在で四・一七ストの統制処分というのは、除名が四六人、これはすでに行なわれた除名です。それから、そのほかに権利停止処分が一五〇人ばかりあるのですが、この権利停止の場合は非常に小刻みな処分の方法がとられておいて、権利停止三年間というのが三七人、それから二年間というのが三九人、一年間というのが四八人、半年が一五人、三カ月が一〇人、一カ月が二人。除名、権利停止を含めて、一九六人となっているのです。四月二十八日に、その方針を正式に確認した第三十八回中央委員会で報告をされたのは、除名六三人、権利停止五一人ということだった。だから、それからかなり増えてきたということになるのですが、この六月末の全電通の大会が開かれる時点ではおそらくこれよりさらに増えてくると思うのです（注・同大会では除名一六人、権利停止一九七人の処分を、有効投票数約四〇〇票のうち、最高一二票の反対のみで決定した）。

ということとは、全電通の場合は一ばんはつきりしているのですが、三八回中央委員会で、こういう統制処分の方針を確認したことによって、この方針に反対をする下部組織に対して、さらに統制

処分を加えるというふうには、事態が進展しており、ますから、四・一七ストに直接反対をしたという統制のほかに、それを支持した組織じたいへの統制処分が加わっている。

これとまったく対照的なのは全通の場合です。全通も六月末の大会で、最終的な結論をだすのですが、この大会までに、全通では具体的な処分というものは、ぜんぜん行なわれていない。共産党からは全通の宝樹委員長というのは、非難、攻撃の中心的人物になっているようですが、処分自体についてみられるかぎりには、大会にむかって下部組織からだされているのは、件数で約十件、除名申請一人、権利停止申請二人、警告申請五人といっているのです。それも実際に大会で統制処分としてこれをどこまで認めることになるかは、実はわからない状態です（注・同大会では該当者の権利停止処分は申請通り認められたが、その停止期間及び除名申請の可否は次期中央委に決定を持ち越して実情調査を続行することになった）。全通がなぜそういうふうな態度をとっているかということは、あとでちよつと補足説明をします。

その中間が、国鉄労働組合の場合だと思ひます。国労は、四月二十二日の全国委員長、書記長会議というので、統制違反の問題について満場一致で結論をだしたということになっているのですが、この処分をするという方針に基いて、各地方本部で措置がとられたわけです。最初の四月末までの段階では、除名四人、執行権停止五一人くらい、六月のはじめの中央委員会で、双方を含めて約八〇人といっていたようです（注・大会開

会時における処分申請書数は一四七人、うち除名五五人で、処分者の六一人までは東京地本関係である）。もともと電通よりは数の上ではかなり少ないようです。なお、動力車労組は執行部が「統制処分を急ぐよりも、組合決定を守るといふ組合民主主義のルール確立こそ先決である」という独自の見解をとり、事実上、統制処分はおこなわなかったようです（注・同大会では緊急動議が成立して、スト指令違反の調査委員会設置を決定した）。

2 統制処分のでてきた事情

つぎに統制処分が具体的にとられたことによつて、各組合の内部で、この処分の強化と処分の取消しが、具体的に起つてきたわけです。そこで、現実にストが中止されたにもかかわらず、なぜ統制処分というのが、こういうふうな波及をしようとしたのかということがやはり問題です。一つの原因は、これを中止するというのに対して、総評の内部、公労協の内部にもかなり強い反対意見があったにもかかわらず、むしろ「中止させられたい」とみるべき一面があったことでしよう。しかも、その中止決定以前に、共産党が回避行動をとったという関連があるわけです。電通だけが四月十六日に遅くなってやっと中止したのは御存知の通りですけれども、中止そのものがまとまつた形で行なわれておれば、この処分の問題ももう少し変つてきたのじゃないかという気が私はするわけです。そのために、スト中止に批判的な指導者ほど、われわれは決行するつもりですすべての準備をしておいたのに、それを機関として中止決定する

前に、その機関決定に違反して積極的にストをやめさせるような行動をとったのはいったい何事ぞということに、つながっていつているようです。もちろん、そういう情況の推移とは一応無関係に特定政党の組合介入排除、組合決定に政党決定を優先させることの原則的誤りだけを強調する意見も、聞かれなくはありませんが、そういう人たちのなかには、除名では慎重論をとり、せいぜい権利停止にとどめたいという声もあります。しかしスト決行論がよかったところほど、風当たりはつよい状態です。

3 共産党の運動路線が問題の背景

主流内部の異った考え方

今申しあげたのは、だいたい四・一七ストという時点だけに問題を限定して考えてみた場合のことですが、その背景を考えると、統制処分の対象になったのは公労協の内部でいえば、いわゆる反主流勢力、つまり共産党を中心とする勢力です。結果的にほとんどそういうことになっているわけですから、そのことからわかるように、これはやはり共産党の労働運動の指導路線というものと、それから総評や社会党の考えている路線と、それも、個々の労働組合の日常闘争のやり方というだけではなくて、政治闘争、平和闘争をふくめての基本的なすすめ方に、非常に大きな対立があったことが、この時点でこういうものを激化させたのじゃないかという感じが私はするのです。

つまり処分自体は、あくまで四・一七ストをめぐっての行動を中心になされておりますからそれにしてもどうだろうかという疑問も起つてく

る。しかしそれがここまで大きく発展してくるという原因は、必ずしもそれだけじゃないのではないか。もちろん、そのことはいい悪いは別問題です。また、この処分はけっして共産党員だからということではなされたのではなく、処分対象にしても、四・一七ストにおける具体的行動に限定されていることに、総評、公労協とも一致して強調している通りですけれども、現実にはこういう問題が背景にあったから、なおその処分の範囲、程度が拡大され、統制問題が激化したのじゃないかという気がします。

それから、あと一つ、統制処分というものに対する考え方、総評や公労協各組合幹部の考え方のなかで、多少の違いがあるという点です。これは、最初、総評の岩井事務局長が、例えばこんどの問題で「除名まではやるべきでないのではないか」というようなことをいったというので、総評公労協の内部で問題になったのですけれども、考え方として、さきほどちょっと申し上げたようにたとえば、全通では統制処分の対象に挙げられている件数自体が少ない。これはあとで申し上げる規約との関係や全通における共産党勢力の劣勢ということもあるのですけれども、考え方の違いがあるのではないかと。つまり、これは全電通と全通とこうくらべてみまして、共産党の労働運動の路線に対する批判というような点でいえば、いずれ劣らないくらいに強い反対の態度がでてきていますけれども、全通の執行部は、労働運動において共産党と競争をするというようなことで問題を考えれば、なにも組合から共産党員を排除するとか、

嚴重な統制を加えるということだけでは解決しない、といっている。もちろん、個々の具体的なケースがはっきり立証できる限り、処分はしなければならぬが、しかし、共産党と共産党の指導する労働運動に本気で対決をするには、対決相手の共産党の方が積極的な日常闘争に力を入れてきている以上、まずそこで負けないハラ構えをもつことが大事なんであって、処分だけでそれをやりとげることはできるものではない——こういう考え方がある。電通の場合もそれを考えていないわけではないけれども、とくに全通の方は強いように思うのです。四・一七ストを最後まで決行しようという考え方の強かったのは全電通ですが、その全電通においては、全国の拠点とみなされるいくつかの有力組織の中で、共産党員の影響力が強い、あるいは共産党員の指導者や活動家が下部組織の機関、執行部を握っているというようなところが、国労やとくに全通にくらべて、かなりあった。従ってそういうところで主流派がストライキを決行するということです。四・八声明以降それらの人たちが急にストをやめさせるといふ行動をとった場合に、その激突も外のところよりは非常に激しいものがあつた。

三 統制処分の根拠とされているもの

1 国労の場合

その辺の問題は後で議論をして頂くことにして、そういう処分が行なわれている根拠といふものを申

し上げておきますと、まず国労の場合は、六月一日、二日の両日の中央委員会で確認をしているのは、こういうことなんです。中央闘争委員会規則第十五条というのがあるのですが、これは「中央闘争委員会は、大会または中央委員会に対して、統制違反の処分の要求をすることができる」ということです。そうすると、中闘は統制違反について、処分の基準とか順序、方法というものも、提案しなければならぬ、ということになってくるわけです。そのための一連の提案が行なわれたわけですから、詳しい点は、もし必要なら、あとで申し上げますが、この中央委員会で、広島地本からでおります本間中央委員に対して、これは地本で処分されておったのですけれども、中央委員会に出席する資格があるかないかということがまず問題になったのです。そのとき地本において処分をうけているけれども、出席させるべきだということを主張した側の言い分は、中央委員というのは大会によって選出されているのだから、それをそれ以下の機関でその資格を剝奪するというようなことは、あり得るはずがないじやないか。第一、除名にしても執行権停止にしても、その処分というのは、最高決議機関である大会の承認をうけて、はじめて発効すべき性質のものであるのだから、中央委員会に出席することは、問題ないはずなのだ、こういう議論がだされたけれども、それを認めずに、本間中央委員の出席を、中央委員会では否決をした。その根拠はどこにあるかというと、執行部がこの中央委員会に提案をしている項目に関係がある。それはこういうこと

なのです。「執行権停止それから専従解除の処置は、処分でなく緊急措置としての取扱いであり、各級機関の緊急事項処理の範疇に含まれるべきものであることを、確認する」。つまりそれぞれの地方機関が処分をやった、この処分というのは、なるほど大会で最終的に確認されなければならないことであるけれども、しかし、これは緊急措置であり、緊急事項の処理ということになっていて緊急性がある以上は、ただちに効力を発揮しているはずだ、こういう解釈によるものだったようです。

ただこの中央委員会の処分対策全体としては、「この中央委員会の承認を得て、指令十号に基く組織の方針に違反する行動のあった統制違反者の処分については、中央に査問委員会を設けて取扱う。その査問委員会は、地方の各級機関で統制違反として申請したものについて取扱う」。こういうことになりました。しかもその報告を、六月十五日までに本部へ提出してくれ、本部の査問委員会がそれを審査する。そしてもちろん大会に報告をし、処置をきめる。こういう立場です。なお、こんどの経験から統制に関する規約整備のための改正論も出ているようです。

2 全電通の場合

全電通の場合は、これも特色の第一は、やはり各地方機関が行なった除名を含む「緊急措置」は妥当なものであり、これを承認するということがさつき申し上げた全電通第三八回中央委員会の決定です。つまり緊急性があつたから、これらの措

置が現実には効力をそのまま発生しているという解釈をとっており、この処分も規約に基いてなされているというわけです。

しかし規約に、こんどのような場合を予想して細かいことまで書いていなかったことは、どこの場合でも同じです。それから、国労の場合も全電通の場合も同じですけれども、四・一七の前にだされた四・一七スト遂行の闘争指令に具体的行動をつうじ本人が違反をしている。こういうことが処分の根拠であることは、間違いありません。

それから、電通の場合もつとはっきりしているのは、さつき申し上げましたけれども、処分の対象が国労よりはかなり広く解釈されていることです。三八回中央委員会決定によりますと、こういうことをいっているのです「除名、権利停止、警告」を受けた被制裁者の属する「支部もしくは分会」が、つまり、そういうもののおる支部もしくは分会が、「執行委員会、決議機関に依拠して、その制裁に反対することをはじめとして」「あくまで全電通の方針に従わないことをきめ、行動するときは、その支部、分会は、全電通の規約第七條による組織とはみなさない」というのです。しかもこの組織否認の決定は「中央執行委員会の責任において行なう」というのです。だから、結局そういうような支部、分会、そういう関係のある組織で、組合事務所の移転の問題、当該者への労働協約適用の手続きの問題などが、具体的に発生をしてきたわけです。

除名については、特に全電通の場合は、かなり細かく、除名になるべき理由を挙げているのです。

れども、それは「一六回全国大会、それから第三五回から第三七回にいたる中央委員会の諸決議、ならびに全組合員によるスト投票に基いて、中央執行委員会が発した指令七号、八号による四・一七ストを否定し、これをきり崩し、妨害する行為を、具体的に実行したことに對し、組織防衛上やむなく行なったものであった」ということを、挙げています。

さきほど申しあげた緊急措置という意味なのですけれども、これは同じく全電通の方針では「平常時においては、除名は下級議決機関から順次上級の議決機関へ吸い上げて、最終的に全国大会で決定するのが原則である。しかし今回の四・一七スト妨害のように、争議中などの裏切り者や挑発者がでたようなとき」には、つまりこんどの処分対象になっている四・一七スト妨害のような行為は、争議中などの裏切り者や挑発者と同じであるという解釈をとっており、そういうものに對しては、緊急に除名措置をとらなければ、組織の防衛ができない。だからこれは緊急措置であつたというわけです。もっとも、除名は全国大会の承認事項になっていますが、全国大会を開くなどの手続きをとる余裕がないときに、それでは除名ができないのかどうかとなると、「今回の四・一七ストの妨害というのは、労働者としてはもっとも恥ずべき行為であり、スト破りである。これに對する緊急措置は、中央執行委員会が地本や支部に命じて、除名することができると判断する。」と述べています。

3 全通の場合

ついでに、全通の規約がありますから、全通の場合の根拠だけをいっておきますと、だいたい全通という組織は、非常に中央集権的な色彩が強いわけですが、その規約第四八条というのに、「かりの制裁」という項目があるのです。かりの制裁というのは「制裁についてきわめて緊急なものと審査委員会が判断した場合は審査委員会は中央執行委員会の議を経て、かりの制裁を行なうことができる」けれども、「この制裁は決議機関の承認を求めなければならない」ということになっています。しかし実際には申請は出ているが、全通の場合には仮りの制裁もまだ行なわれていないという事です。それから一般的には、全通の規約第四六条に基く制裁の種類と決定というのは、警告、権利停止、除名の三つになっております。また除名は支部または地区決議機関の決定によって地方本部の執行機関、あるいは決議機関の賛成を得て、さらに本部の審査委員会に申請をして、その答申で、中央執行委員会の議を経て、組合の決議機関の承認をうけなければならないという仕組みです。とくに「この決議は、出席構成員の直接無記名の秘密投票による、三分の二以上の賛成を必要とする」こういうことになっていますが、ここでいう決議機関とは大会です。

4 下部機関じたいがスト回避に動いたところの問題

いずれにしても、そういうことで現在この問題が進行してきているのですが、この処分の仕方を

みていて一ぱん問題なのは、今、対象になっている単産は、みな単一組織ですから、単一組織の下部の組織、支部とか分会とかいうようなところでその執行部が四・一七スト中止あるいは回避という態度をとって、従って機関として、そのことが正式な方針になっているというケースでしょう。それが中央本部の決定あるいは中央委員会や大会の決定とはくい違い、本部の指令ともくい違つたという状態にあるところが、全体として一ぱん問題が激化しているようにみえるのです。もちろん、これは共産党勢力のつよい下部組織で起こっております。それらのところでは、本部にスト中止を「要請」とするという形になりました。国労などの場合には、最初から方針として、役員に對しては厳しく責任を追及するけれども、一般の組合員に對しては、ただストに反対したというだけで、そんなに統制の対象にしくなくてもいいのじゃないかというような意見も、あつたようです。

5 被処分者側の処分無効の主張

それから、この処分に反對して争っている共産党系の人たちの發言をみますと、さきほど申し上げたような、ストそのものに對する根本的な考え方の違いから始まって、いろいろのがありますけれども、私が聞いた中では、それぞれの組合員あるいは組合の下部の機関が、上級機関に對して全体としては正式に戦術の轉換を要請したのだというのです。そして戦術轉換の中に、四・一七ストを中止するという事項が含まれてはいる。そういうものをふくむ戦術の轉換をそれぞれが上部へ

要請をしたまでだ、そしてその要請の結果、いろいろの経過はあったのだけれども、現実には四・一七のストというものは中止された。この中止をする権限をもっていたのは、それぞれの中央本部であり、上級の機関であったはずだ、と主張している。つまり、ストの中止ないし回避を自分たちが要請したという事実は認めるけれども、要請をしただけでストが中止されたわけではなくて、実際に中止をされたのは上級の機関の判断、中央執行部の判断によってなされているのじゃないか。従ってスト中止ということでは本部と自分たちは一致しているんじゃないか、そういうのです。

つぎに、手続きとしては、そういう上級機関に要請をしたのだから、そのことが間違いであるはずはないという言い方が私の聞いた中ではあったように思うのですけれども、実際問題としてはどうか。全電通などの場合、そういうように要請をいたしました。しかし、その要請は、この際容れられないから、ひとつ撤回してくれ、じゃあ撤回をしましょう、という形になっていないということがやはり問題なんですね。要請をする方にはあくまでそれを貫こうとする態度が堅持されていた。もう一つは、総評全体を含めて、さきほどちよつと申し上げたように政党と労働組合との関係の問題があるわけです。そしてこういうことになつていくことが、いい悪いという問題は別ですけども、ともかく、四・一七ストの問題で、今処分の対象になつている方がわが、処分の対象にされてる人たちが、その主張の正当性だけを説くのでなく、われわれも統制処分にかけるよう

な、手続き上の落ち度はあったとか、結果論として、あの時点でああいう行動をとったことについては、どうもまずかったが、緊急やむをえずということ、こんどは了解してほしいとか、そういうふうな釈明的態度をとってくれるなら、そこで処分の仕方、その対策もおのずから変わってきたはずだ、という見方があります。総評首脳部なんかそうではないでしょうか。ところが実はそれどころではなくて、あのストライキというのは、自分たちがもし中止を要請しなかったら、一体どういうことになっておつたのだと、こういう言い方をする向きも、被処分者のほうには多いし、共産党が「四・一七スト回避の正当性」を正面に打ち出して、大々的な論陣やカンパニアを張つたのは周知の通りです。

四・一七ストを下すか下さないかというところで、まだ総評、公労協の決定がでない前に、つまり、まだ四・一七ストはやるという状態のときに例えば全電通の拠点支部などの場合、執行部がスト回避を主張する人たちだけで握られていたケースがある。そういう拠点の支部において、そのスト回避論の執行部を排除して、上級機関が別な執行部をつくる。こういうことまで、すでにその過程でやつているものですから、そういうところは、ストが中止されたのちも、そのまま問題が発展していったわけです。つまり、排除をした執行部の三役を直ちに除名をするとかいうことになつていったものですから、そのやり方がよかったのか悪かったのかという議論が、でる余地がないくらいに、全体がエキサイトし、且つ波及をした。

こういうことがあつたように思います。

四 基本になる四・一七ストとその收拾の評価をめぐって

1 回避側にも決行側にも意見の相違が

結論的に申し上げますと、総評の方針全体としては、四・一七ストというものに対して、いろいろ問題があつたことは認めるけれどもこの中止は公労協全体の意思によって決定されているのであって、批判者がいうように、例えば太田、岩井両氏がこれを押しきつたとか、そういう問題ではない。こういうことになっているわけです。しかしそれにもかかわらず、これほど問題が重大だという認識が当時あつたとすればどうでしょうか。実際にはスト中止を決定したのは公労協の四月十五日の夜の拡大戦術会議だったのですけれども、やはりそういうものではなくて、例えばそれぞれの機関で緊急中央委員会を招集するとか、あるいは公労協だけの会議ではなくて、これは全体に影響のあることです。それから、緊急に総評の評議員会を招集するといったことが、できなかったのだらうかと、いう問題も一つあると思うのです。つまり、緊急に招集できるなるべく大きな機関の会議を開けば、そこでいろいろな角度からの意見が得る余地が強かつたのじゃないか。そうしておけばあとの問題に対する対策もやりやすかつたのじゃないだらうか。こういうことを考えるのです。その対策の一つとしては、たとえば、国労の戦術内容を修正し、全体があの時点ではもつて柔軟な戦術

をとるということだったのできたでしょう。

公労協全体のその後の意思統一としては、必ずしもまだまとまっておられません、手続きの上でいろいろな議論はあるけれども、とにかく公労協に参加をしている全組合の代表によって、一応はその承認を得ていることを追認しながら池田、太田会議による收拾のやり方というものは、これは必らずしもあの通り認められるとはいえないという態度のようです。つまり、あのやり方は、組合側としてはもつと他に押しようがあったのじゃないか。ということとは、また他の言葉でいえば、あの池田、太田会談の妥結六項目というものの評価は、その後もそれほど高くはないわけです。

そういうふうなことで、この問題全体を理解しようと思うと、私の感じでは、これを中止し、回避をしようとした考え方に、すでに幾通りかがある。それから、これを決行しようとしておった側にも、またいくつかの考え方があった。もしそれならば、そういう全体が一致するような結論というものが、なぜあの時点においてだせなかったのだらうかということに尽きましよう。

それを戦術論だけに限っていえば、別ですが、そこには四・一七ストの経済的評価のほかに政治的判断の問題があり、賃上げの観点だけでなく、権利闘争、スト権奪還との関連を、どう意識していたかということもある。また、春闘における重化学労組と公労協との相關関係のとらえ方、池田内閣の賃金政策をめぐる、いわゆる政策的対決のあり方という問題もあることでしよう。

2 「物情騒然たるふんいき」の理解

今まで申し上げたのは、主として組合側の主体的な条件の説明ですから、これに対する当時の政府の態度その他というものを勘案し、あるいはマス・コミの動向というものを勘案してみると、こちらの方からの働きかけというのも非常に強烈だったわけですから。そういうものまでぜんぶみても太田議長という「異常なる雰囲気」というものも否定することはできないだろう。ただその異常なる雰囲気というものは、公労協がいわゆる公労法違反の実力行使をやるということから、起ったものなのか、その違法性を政府や当局側がさかんに宣伝をして、そういうことで非常に異常な雰囲気が出てきたということなのか。また、そうだとすると、これは単に「法律違反」から法秩序を守ることなのか。日韓会談、池田三選、南ベトナムなどの政治的緊張とどうかみ合っているものなのか、ということもありましよう。それともとうぜん四・一七ストが起ることを予定してあるいはむしろ四・一七ストが決行されることをある種の期待をもっておって、そしてその後につてくる処分、あるいは弾圧というものの強さですでに計算されていたというのか。四・一七ストが決行された場合、あの調子では各職場、各拠点でとうぜんスト反対、スト決行双方の激突が起ったろうということは、考えられるのですけれどもそういうことが想定され、それが非常に甚だしいものになっていくから、四・一七というのはやはりやめざるを得ないのだということなのか。解釈

の仕方がいろいろあるようです。

ただ、総評があつたときに一ばん重視したのは、そういうことはもちろんあるだろうけれども、問題を経済闘争の処理という観点から重視しておいた点が、むしろ多いということはいえます。これは、太田議長のいう四・一七ストをやつて仲裁裁定で安いものをだされるよりはストをやめて、調停を続行した方がいいというのがそれで、これが公労協を説得した、一ばん大きな理由だったのです。

そうでなく、今申し上げた弾圧であるとか挑発であるとか、こういうことを理由にして、もし四・一七ストが公労協全体として中止されているのなら、その後全電通が非常に強硬に主張しているように、そういうものはそもそも四・一七ストを設定するときから、予想されておつたことだから今になってその状況がどれほど違っているといえるのかという議論が出てよいわけです。そこでスト中止の決定的理由になったのは、仲裁裁定が安くなる、要するにストを打つても、賃上げの成果は上らないという点が、最大の大義名分になっていると思うのです。しかし、スト中止にかかわらず裁定結果はそうならなかったということ、共産党のばあいは、賃上げの有利、不利とか、公労委対策は、少なくとも直接にはスト中止の理由にはなっていない。そのいわゆる政治的判断は、春闘せんたいの評価をつうじて、そういうこととはちがつていたという点を、皆さんの論議の参考に指摘しておきます。

五 報告の質疑応答

青木 今、矢加部さんから詳細で適確なる事実の経過と問題指摘の御報告があつたのですが、これについて御質問がございましたらだしていただきたいと思ひます。

1 組合民主主義をめぐって

沼田 組合民主主義が非常に強調されていたことが、こんどの処分につながつていく一つの理由になつてゐるということでしたが、どういふわけで近頃それが重視されてきたのか。どういふことがきっかけになり、あるいはどういふ点についての批判が原因になつて、最近、特に民主主義が強調されるようになってきたのか、その辺はどう考えられていますか。

矢加部 その点については、どうも春闘をうまく成功させるためというような、そういう意味でいわれていた感じがするですね。私などの主張は「評論家の組合民主主義論」で、実践家型のそれではないとかいう説も聞きますが、私は戦後二十年、労働運動の現場でターニング・ポイントになるヤマ場を、ほとんど目撃してきたので、日本の組合のよさと若さは、組合民主主義が躍動するところにあることを信じています。要するに、これは幹部闘争じゃなくて大衆闘争にしなければならぬということでしょう。これはもちろん建前としてはそうあるべきだというよりも、例外は許されないという解釈を確立してかかつてほしい

です。そういう氣風を生かした中でなら、緊急事態の例外措置が批判をよぶはずはないのです。つまり私がいいたいのは、組合民主主義が非常に戦術論的な観点からでている。ストライキを強化するためには、結局ストライキの投票というのを重視してこれをやる。同時に、とてもじゃないけれども、もうこの辺でやめようじゃないかというような議論が転機々々にでてるわけだから、ストを続行させるためには、そういうような局面で、もう一ぺん投票のやり直しをやり、執行部の考え方を大衆に問うとか、こういうことでやれと総評はいつてましたね。それはその通りですが、そのかわり、指導部がスト中止の判断に立つたときには、組合民主主義不在の印象を与える事態が起こる。私はそこが戦術的すぎるからではなからうかと考えているのです。

沼田 つまり脱落を防ごうという、春闘を目当てとして強調されておつたのだということなのですか。

矢加部 幹部不信、組織不信の風潮に対する自己批判もあつたでしょうけれど……。

野村 その問題は矢加部さんのいわれたような側面も強かつたのかもしれない。ただね、それが昨年の春の権利闘争の集会あたりでも、かなり議論されておりましたね。例えば全電通は、全員投票をやつて、そして方針をだしていこう、その場合、職場の離れているところは、全員投票といつても、どういふふうにしてやつて、ほんとうに組合員の意思の基盤の上に闘いをすえるかといつたようなことで、議論はされていた。だからにわか

にこの時点でたつたということだけでもない……。

沼田 野村先生の御意見によれば、すでに組合民主主義という問題はだいぶ前から強調されておつて、必ずしも春闘というものと結びつけた、戦術的に強調されたものというだけのものではないとみておられるのですが、それについて、そういう空氣が最近でできたという、そのバックグラウンドは、なんなのでしょう。

野村 私の接触してゐるのは、賃金闘争やなにかの場面ではなくて、どちらかというと権利闘争の場面なのだけれども、権利闘争の中でもって、ILO批准闘争というような形で、もっぱらILOの批准を国会でもってやれば、スト権の奪還ができるというような幻想をとつてはいけません。こういうようなところと結びついてそれが議論をされていた……。

矢加部 僕がさつき戦術的云々といったのは、それほど重大な意味でいったのではないんですが、つまり、戦術論的にも強調されていた組合民主主義論の一つのポイントが、一たん決定されたストを簡単にやめるような行動はゆるせないということに、ポイントがあつたことは間違いないですね。

そうすると、四・一七というのは非常に重大な問題で、その点が実はその通りなつてゐる形なのかどうか。組合民主主義というものが非常に強調されているのなら、それでずっと貫かれてゐるのかというと、そうなつていないといふことは、四・一七ストをやめるかやめないかといふのは、外面、政治闘争とか平和闘争の発展からみる場合

は別ですが、賃金闘争の全局面、春闘の、賃金闘争の発展の面からみると、そんなに重大でなかったら、その程度にふさわしいような会議、あるいは、一種の機関の決定でやめても、もちろんいいし、必らずしも満場一致ではなくても、多少意見の違いがあつたままであつても、やめてもいいということに、なるわけです。けれども、そうじゃなくて、非常に重大な時点であつたということになれば、そういうことが今から判断していえるのであれば、これはちよつと考え方が違つてこやしないか。しかもあの前にいわれていることの一つは金額を政府が明示しない限り、四・一七はやめないので。こういうことで、四月の十五日までやつてきておつた。池田、太田会談というものも、そのためにやられているのだと、一般には理解されておつたが、いよいよそれが問題になつてきてみるとどうもそういうことではなかった。こういうことなのですね。こういうことが、公労協内部で議論になつたことです。

沼田 全電通も、その点については、あまり満足しないわけでしょう。またその点については、もつともだと思われる向きもあるわけでしょう。

矢加部 そう、ほかのところからも、その批判はありますね。

2 スト回避行動をめぐって

野村 私から別の質問が矢加部さんにあるのだけれども、ストは回避するのだという運動が起つてそれが現実回避の態度を決してしまつて、それからあとで中止が決定されたのか、それとも中

止の決定がされる時点までは、回避をした方がよいという意見の要請にとどまつていたのか。その点が後でも問題になるところなのできいておきたいのです。新聞などでは、指令返上とかなにかという言葉が使われていたけれども、事実指令返上みたいな形が、でたのでしょうか。

矢加部 指令返上というのの一部にはでているわけですね。公労協が最終的な態度を決定したのは、四月十五日の夜から、十六日の明け方にかけてです。そしてこれに基いて、各単産が中止指令をだしたわけです。そうすると、少なくとも四月十五日までの段階では、ストは決行されるということとずつときていっているわけですね。それに対してストはやめるべきであるということ動いた方の人たちは、下部機関で、執行部がそういう勢力の強いところでは、やめるべきであるという結論をだしているのです。この結論をだして要請をしたという行為を指令返上というのかどうかということとは、解釈の余地があるでしょうね。それと野村先生のおっしゃる点は、少なくとも主流派の影響下にあるところ——それが大部分ですが、そこでは公労協各組合本部がスト中止を決定するまで、スト回避の動きはそれほど起こっておりません。というよりも、大勢として、四・一七切迫につれて、もはややむをえずということもあつて、スト決行に動くほうへテンポは高まつていたのが客観的事実でしょう。ただ、拠点などで、反対、決行の両論対立という事態が生まれていたことが、総評首脳最終判断にどのくらい影響したかという問題は、あるいは考えられるかもしれません。

青木 それと結びついて、その当時具体的にストライキをやめるべきだという宣伝活動なりオルグ活動というのが、さうとう活発に、やられておつたのでしょうか。

矢加部 それは、各地でかなりあつたようですね。それぞれビラを入れたりオルグ活動もあつた。そのなかでなにが一ばん大きな役割を演じたかという、やはり「アカハタ」の号外でしょう。一ばん普及力が大きかったのはね。

横井 共産党の四・八声明のさされる前は、スト反対の側の人たちはどういう態度をとっていたのですか。

矢加部 このストに反対する動きというものは表面的にはそれまでなにもなかったわけですね。四・八声明の前にそういうことの要請をしたり、批判をしたり、再検討を申しでたというような動きは、まず全国的にいつてもないでしょう。のみならず、全電通がいつている東京市外支部の状況というのは、四・八声明がでても、なお執行部の共産党系の人たちは、これは、政党からそういうアツピールがでたということであつて、そのことをもつて、直ちに大衆団体の中での決定だということではないのだから、我々は直ちにそれに同調するわけではないというようなことを、いつておつたというのです。さつき申し上げた三八回中央委員会の討論をやったときに、そういう発言があつたわけです。そこが全電通の統制問題にとつて非常に重大なポイントにされていますね。ところが、その執行部の人たちも、突っ込んだ討議をかさねた結果、その後は、やはり共産党のいっ

ていることが正しいのだから、とうぜんこれに従って、事態を検討すべきであるというふうに、態度を変えてきているということらしいのですが、私にもそれ以上のことはわかりません。

青木 処分理由として最も重点的にあげられているところはなんですか。一般に世に上いわれている、指令返上という行為を捉えて、それが除名処分の一ばん中心的なポイントになっているのですか。あるいはビラをまいたり、オルグをやったりというような、そういう行為が中心的な問題になっているのですか。

矢加部 一ばん大きなのは、資料としてたくさんでありますが、やはり組合の機関の役員が、そういう行為をとったことですね。一般の組合員と違って、中央の決定した方針や指令に対しては組合員をリードしてこれに従わせる義務が、役員は一般の組合員より強いのだ、ところがそれにもかかわらず、そういう役員が中心になって、しかも本部の決定と違うことを、自分の属している機関をつうじ組合員にやらせた。この点が一ばんポイントなのですが、もちろん、その手段は、アカハタ号外配布、ビラまき、演説、職場集会その他いろいろです。支部、分会の機関におけるスト回避の決議も、統制の対象ですね。

野村 それからもう一つついでに伺っておきたいのですが、全電通などの御説明のところに、緊急事態における特別のやり方というお話があったのですが、ところがスト中止の後になってもほとんど処分がでているということは、それはどういふことなのですか。これはどういふ緊急事態とい

うことですか。

矢加部 その後も緊急事態が続いているという解釈をしているのですが、これは大会をまだ開かない以前だからということもありましようね。処分をやったために、その処分に反対する動きも、非常に積極化してきた。それに対して組織を防衛しなければならぬという状態が続いているから緊急状態だということでもあるわけですね。

野村 組織を防衛するということは、なにか組織が二つに割れるというような、そういう緊急に危険な状態でもあるという意味なのですか。それともそれほどでもないのかの緊急事態があるのですか。

矢加部 それはこういうことですね。例えば一つの支部あるいは分会の執行部が、執行部の過半数は、緊急措置によって除名処分をうけたということになりますね。そうすると、それに対してそのままにおいておいたのでは日常の業務の執行

はできないから、直ちに執行部の改選を、本部の方では命ずるわけですね。そのために支部は、支部の規定に従って選挙をやらうとする。その選挙に対して、片一方は、除名をされているけれども立候補してくる。それよりもそもそも処分の決定

自体を認めないということが処分反対闘争の第一のスタートなものですから、組織の防衛ということであれば、結局、統制処分に反対されるために組合の組織が弱化する。それを弱化させないで、中央の方針をつらぬくというのが、この場合には第一の動機じゃないでしょうか。だから、そのかぎりでは、統制処分によって組織の分裂的現象がええって拡大するように見える一面も、あるわけですね。全電通の中央本部がいつていることは、単一組織なのだから、上級機関の決定に対して、下部の機関がそれに反する行動をとる。そのこと自体が、組織を弱体化し、乱すということのようですね。

二、四・一七ストと統制問題の共同討議

青木 それでは質問の方はこのくらいにいたしまして、これから統制問題を中心に、組織統制、統一と団結と組合民主主義、政党と労働組合などの問題をみなさんで御討議をねがいたいと思います。最初に野村先生から総括的に問題点の御指摘をお願いしたいと思います。

一 問題の所在とその考える視点

野村 いまのお話を聞いて考えてみると、実にたくさん問題があると思うのですが、主として組合統制の問題といふことを考えてみると、一般

的にいへば組合の内部統制が問題になつてくるのは、一つは手続き面で、ほんとうに規約上の手順がうまれているかどうかということ、もう一つは内容的に、統制に値するものがあるのか、また統制として適当であるかどうかという、この二つの問題がでてくると思います。そしてその基本前提として組織統制という問題をどうとらえるかというその考え方によつても、結果がちがつてくるのではないかと思います。

1 挑発ストが立証されないかぎり

スト反対行動は問題

ところで、さきほどお話を伺つたように、四月一七日にストをやるということは機関で決定された組合の方針であつた。その組合の決定した方針と違つた方針や行動が下級機関の執行部や個々の活動家からでてきたということが統制処分の対象になつてゐるということが一つある。もう一つはスト中止の決定がだされたそのちにおいて、こんどは処分に不服な言動について新しい事態のもとで引続き統制処分がでているということがある。ここの二つの間には問題の差違がある、これはやはり区別して考えて頂く必要がありそうに思われます。

ところでストを回避させる行動がでてきたのは共産党の四・八声明というものが決定的に影響をし、そしてそれによつてスト回避のための行動というものが組織的にとられてきているようですが、共産党が四・八声明やその後の主張で書いているところを見ると、これは挑発ストライキだといふようなことがいわれているのです。その挑発

という意味は、四・一七スト全盛が挑発ストといふんだ挑発ストライキだといふふうに考へてゐるのか、個々の局面において危険な挑発的事例がかなりでいてそれがきっかけになつて大弾圧が加えられるということなのか、この辺が私にもよくわからないのですけれど、ともかくも全体ないしはかなり大きな比重をもつて四・一七ストが挑発的な、組織にとり返しのかないような打撃を与え、危険なストライキになる可能性があつたのだ、ということならば、それを説得しうる材料というものがあるべきではない。そのことを十分説得できるものが示されなくて、ただ挑発ストだからやめなさいといったのでは、組合、とくにその責任をもつ指導機関としては納得できないといふのもとうぜんではないかと思ひます。ですから、もしそういう点で十分立証がされるのならば格別、そうでなければそれに基いてだけでストライキをやめろというようなことは、組合の決定そのものに対してこれは反対したのだから、一応査問なり、場合によれば統制なりの対象になる行為であるといふことは、避けられないのではないかと思ひます。

2 組織統制の目的とその限界について

ただ、そういう査問などの対象になるという場合にも、一体統制といふことはなんのためにやるのか、これにたいする考え方というものが、非常に重要な意味をもつてくることになるわけです。これは沼田先生などが、日頃から非常に力を入れてお書きになつてゐる問題で、後から沼田先生を

はじめに組合の内部統制をいふたが、これは自分に対する敵といふものを資本主義社会の中ではもつてゐる、そういう闘争団体としての性格をもつてゐる。だからこそその統制権といふものも、そういう闘争団体としての団結を固めるといふ意味でかなり特殊に強固なものがあつてゐる。これはその闘いの歴史的過程で資本からの組織切り崩し攻撃にたえず直面してその必要性が運動のなかから確認されてきたものです。ですから、その意味で組織統制といふものは必要である。とりわけ敵と手を握り、通謀して組合を売り渡すといふようなものは、もつともきびしい統制の対象になるだろう。

しかし組合をよくするための民主的な討論といふものはその中でやはり保障されていかなければならぬ。幹部を批判するとか、組合の方針に対して意見を述べるといったようなことはとうぜん認められなければならない。そうでないと、組合といふ組織内において自由に発言をするといふ空氣が失われてしまい、逆に団結を弱めてきます。そういうことまでが統制の対象になるといふことならば、それは統制のための統制団体になり下つてしまふ。それから、その行為が組合の規約などに反して一定の統制を乱す行為であつたとしても、統制処分は団結を強化するために行なうものだから、除名などという強い処分は、これをどうしても組織の外に排除してしまふ以外にその団結と統一が保たれないことが十分判断されたときに行なうべきであると考へます。

そういう観点でもって、今回の問題を討議していくべきだと思うのですが、しかしこの問題は報告にもあったように、組合民主主義や政党と組合との関係の問題とか、それから賃金闘争やその他の諸闘争との結合の問題とかいったような、労働運動がいまかかえている基本問題がそこに引かかってでてくると思うのです。そしてそれは専門外のことで少なくとも私の力にはあまる問題ではあるのですが、矢加部さんもおいでになるわけですから、私たちのできる範囲これも討論してみたいと思います。

それから統制処分についての細かな点に入って考えていった場合に、今お話を聞いただけでも、かなり統制の対象になるものに段階があるような気がするのです。大きく分けただけではなしに、段階になるものがあるような気がする。つまり、組合の責任のある指導者が、正規の組合集会でもって、機関決定に違つた行動をし、そしてそれを結論にもっていくといったようなやり方をした場合、それから、そういう正規の集会などではなく指導的活動家が個別にそれをオルグして歩いた場合、あるいはそういうことの主張が書かれてある政治的機関紙などを配布してそれを宣伝したという場合もあるし、それから再検討の機関討議というものを要請していったそのやり方の問題、上部機関にただ意見具申をしていったというような場合と、いわゆる指令返上という場合もあるでしょう。またスト中止決定後、そういう統制処分に反対するといふものに対して、つまり処分されたものに対する組合員の態度といふことを問題にして

だされてくる統制処分というものもある。こんなふうに細かく考えてみると、いくつかの段階に分けて考えられるが、それぞれに應じて、やはり統制というものには、どこかに限界点があるのではないだろうか。これは統制の限界の問題として、議論してみる必要があると思うのです。

3 今後の運動に与える影響の問題

それから、共産党系というか反主流の組合幹部や活動家が組織的にスト回避行動にでたことや、それに対応してこんどのこういう大規模な統制をやったことによつて、それが今後の組合運動の上に与える影響というようなものを、どんなふうに考えていくかということも重要な問題である。矢加部さんも御指摘のように、この問題から主流、反主流の対立は表わきでみるかぎりはいつそう激化しておるようですし、とくにこういうやり方が当事者の意図とは別に個人中傷のやりあいとなつたり、かつて労働運動のなかにもちこまれた誤つた反共運動が勢いをえたりしていくことを危惧するのである。

大掴みにいうと、そんなふうに、僕はこの問題をみています。

二 労働者の団結と組織統制の基準

青木 野村先生から問題点の指摘をして頂きました。だいたいいま御指摘のような問題をここで議論していきたいと思いますが、そこでまず最初に組織統制とはなにか、その基準や限界の一般的

なとらまえ方について少し御意見をだしていただきたいのです。沼田先生いかがでしょうか。

1 統制を乱す幾つかのタイプと行為の内容

沼田 かつて、共産党のフラクシオン活動が問題になったことがあるのです。これは産別が崩れ民同がイニシアティブをとっていった頃で、それぞれの職場でフラクシオン活動が激しく行なわれた。そのときも、組合の秩序を乱すということで統制問題が起つて裁判事件になったりもしました。そのときに、考えたのですが、労働組合としては、統制ということがなかったら経済的な面におけるバーゲイニング・パワー（団体交渉力）だつてでてこないし組織が十分に強くない。やはり統制というのは、団結存立に必要なものです。だが、統制を乱すという行為の中にもいろいろタイプがある。

その当時に考えたのは、組合がストライキをやらないうちに、ストライキをやれという。あの時は共産党フラクシオンはやめろという側ではなくて、やれやれといった側にいた。そして民同幹部の労使アベックといわれたときで、それを突きあげるといふ形だったわけです。その背景に非常にきびしいGHQの権力的な弾圧があったということ、やはり考えなければいけない事情なのですが、とにかくそういう事情もあって、民同主流としては低姿勢でいくような傾向があつて、フラクシオン活動は、それに対抗しつつこれを鋭く批判するといふ形のものでできた。それが組合の統制を乱す行為だといわれた。

これとは逆にストライキをやることが決つてもやめるやめろというのがある。もちろんこれが使用者と手を結んでおろすということが明らかならば、野村先生もいわれたように、これは問題にならない。明らかに処分に該当する問題だと思ふのである。しかし、昭和二八、九年頃に調査したことがあります。組合の情報を使用者に流すような組合員をどうするか、除名をしますか話し合いますか、と当時、話を聞いて歩いたら（拙著「団結の研究」参照）、それでもなおかつ組合員の多くの人は、除名でなくて話しあいで解決すべきだという意見のことだったようです。つまり労働者というのはまだまだいろいろな点で職場集団としての仲間の意識が強くて階級的団結の意識は強くなかったのでしょう。こういう使用者に組合を売るような言動についても十分話し合うべきだといわれて、あのときは少しがっかりしたくらいおとなしいなと思った。これは、あのときのGHQの権力を背景にした資本の圧力の下での、労働者の弱さというのをお互いに知っておったということもあるのだらうと思うのです。

そういう意見が多かったのですが、私は少なくともそのとき使用者と結託しているということが明らかならば、除名の理由はあると考えました。しかし実際はそういう結託をしていることがはっきりしないことが多い。以心伝心ということが多い。あるいは以心伝心ですらなくて、こうやればおそろく使用者は喜ぶだらうと考える人、やがておれは出世するだらうと考えてストライキをやめるやめろといった人、あるいはもつとまじめに会

社が潰れるかもしれないからやめた方がいいと考える人がいると思う。

こうして使用者との結託ということがなくても、ストをやめろやめろという人が一方にでてる。一方には、断固としてストをやるべきだ、執行部は非常にモタモタしている、堕落しているとまでいう人もいるだらう。そのような場合に、やめろという方だけを除名してもいいものだらうか。運動全体からみれば、だいたいやめろやめろといふのは、ことに我が国の企業別組合の方からいうと、やはり労働組合よりも企業への忠誠が先に走っている人が、多いというこは、誰もが知っていることです。それは知っているのだけれどもそうだとまっ向からきめつけがたいわけなのです。

そこで統制をなすときの基準となるものを考えてみると、一つは、訴える方法ということですね。つまりストライキをやめろという人たち、これに使用者との結託のある人たちというのは、公然と職場の労働者に対してそれを訴えるだらうか。職場の討論の場にのせるだらうか。こういうことを考えてみると、やはりフラクション活動とか細胞活動とかいう職場にしか自分のしがみつくとこがない人たちは、そこで議論を起していつて、執行部批判にもつていく。こういう態度を崩さなかったのじゃなからうかというふうに、あのとき思つたのです。

2 組織決定にたいする批判の自由と

その限界

労働組合にとって組織統制というものは必要な

ことです。しかしストライキというふうな問題は組合員ぜんぶに大きく影響する問題です。しかもストライキに入ってしまったら、これが一つのストライキの法則でもつてすすんでいってしまう。どこまでいってしまうかわからない。無期限になるかわからないという可能性をもふくむ。ことに民間の場合だったら使用者は場合によってはロックアウトをするかもしれないということまで、計算に入れていなければならぬものだ。

そうするとストライキに突入する直前まで、あくまでも待てという慎重な人がおつても、必ずしも悪いともいえないのじゃないか。当時は、ストを待てといふそうだったのはだいたい右派の方です。しかしその待てという人たちだって、最後まで危いことをさせないぞという考え方をもっているのかもしれないのじゃないか。それからまたやれという人たちだってただ反幹部闘争のためにやっているのではなくて、このチャンスにおいてやるべきだということを強調しているとすれば、それもいちがいに否定できないのじゃないかということを考えて、実際むずかかったですね。どの時点になったら、もはやそういう個人的な主張をやつてはいけないのか、どの段階からそういう意見を職場に出してはいけないのかということになると、ちよつとあのとき私自身も明確にいいきらなかつたのです。

組合が大きな組織であればあるほど、それが動きたしときの影響、そのはね返りというものが大きい。ことに、賃上げストライキであろうが、それが政治的な意味をもつ限りにおいては、その

はね返りがきわめて政治的にでてくることは、これまた明らかです。こういうふうに出ていくと組合のメンバーとして、いつの瞬間でも待てという場合もでてくるし、断固としてやれという場合もでてきていいのかもしれないという気持が私の主観的な考え方の中には、どこかに引掛つてしょうがなかったのです。統制も大事です。団結体としての意思を決定して、労働者は間違えなら仲間と一しよに間違えうのだという意見をもっておりま

す。少数意見というのは、多数意見に従ってやれみんな、だんことしてやることが決つたら、全体が一つになってやる。やり損つたら、しかたがない。みんなと共に失敗する。団結とはこういうものだろうと思つてゐる。今でもそう思つてゐる。ただししかしそれ故に、ぜんぶが行動を起す瞬間まで、あらゆる形において、慎重な討議を要求し、あるいは自分がそれを主張するという自由があるのじゃないだろうか。そういう非常に逆説的な構造をもつのが、労働者の団結というものではないかというのを私はその頃非常に考えさせられたわけです。

しかしその時分はそんなにいわば鋭角的に問題を問う形になっておらなかった関係もあつて、実はその問題について、私自身もはっきり結論をださないでゐるのです。ただこんどは、本氣になつて考えなければならぬ問題だと思つております。

今度のことについては、私もまだまだわかりにくい問題が多いのだが、矢加部さんの御報告にもあるとおり、四・八声明というのは、共産党と

いう労働者政党が四・一七ストにさいして天下に向つて公表をした労働者はこうすべきだという見解です。そうだとすればそれを具体的に行動主体に訴えようとする、まずなんといつても、総評に訴えたということであるだろう。あるいは公労協に訴えたということであつたかもしれない。そうすると、そういう形で訴えられてみたときに、ほんとうは、職場に討論がまき起つていいものであつたのかもわからないですね。その点で、今、査問に付せられることはどうせんかという御意見があつて、まあ今のところそう考えておく方がナチュラルだし、そういうことについて、誰しもがそう考へてゐることは否定できないと思ふ。にもかかわらず、私自身が先にフラクション活動のとき考へたような問題がなお残つてゐるというところは、これも否定できない。その代りこの点については、社会党の人も民社の人たちも、そのような言論や行動の自由をもつというところは、もちろんあたりまえだと思ふのです。

ただその場合のやり方は、ひそかにやるべきではなくて、公然と職場に出すべきだ。職場に公然とうつたえ、組合全体の問題として、つまり私情をはなれて主張するという態度であつたかどうかを統制を論ずる場合の一つの基準ではないかと思ふ。

しかしともかくも、四・一七事件で共産党員は査問に付せられるべきだという意見がある。これは、おそらくは今の組織の中でも、打消しがたい空気になるだろうと思ふ。

ただ野村先生の問題提起の中にも、先生御自身

のお答えがあつたように、読みとつたのですが、私は今度の共産党の四・一七ストを回避せよという声明と行動は、従来のストに際して起る指令反対行為などと、どこか起つた平面がちがつてゐるような氣もするのです。常識的な見解をあちこちできくと、天邪鬼の私はこういう疑問を出してみたくないので。そしてこの機会に労働者の団結と統制の本義を深めてもらいたいという氣持をもつてゐるわけです。

3 組織の外に排除すべき問題か討論の中で克服すべき問題か

ところで、現に全電通などでやられてゐる統制処分の方という問題になると、これはかなりわかりよい問題だと思ふのです。というのは、一体これは組織の外に追ひ出して処理する問題なのか、組織の中において処理すべき問題なのかという事です。つまり、討論と批判とで克服すべき統制問題なのか、組織から排除してのり越えるべき問題なのか、簡単にいえば、そういうことだろうと思ふのです。そうすると、明らかに使用者と結託してゐる場合は排除する以外にないと思ひます。そして、当人が悪かつたとかなんとかいつてきた場合に、もう一ぺん組合に入れるか入れないかという議論があるというだけである。

ところが、はじめから、組合がどうあるべきであるか、どういふ運動方針をとるべきであるか、

■ 沼田稻次郎著 定価 四二〇円
団 結 権 の 生 命

労働旬報社刊

一定の条件の下でストをやるべきか、あるいはやめるのが最善であるとかいうことを、主張したという場合においては、労働者のモラルからみて、これは組織の外に排除すべきではないのであって、組織の中で、これを機会に、徹底的に論議すべき性質のものではないか。私は組合の除名処分というのは組織防衛上やむを得ないかどうかというのと、それからもう一つは、事柄の階級的性格がどのようなものに照して、判断すべきだと思っているのです。統制違反とされるものの階級的性格を無視して形式的に捉えては、組合運動にとってかえってマイナスになるかもしれません。また統制違反者の階級的意識ないしは仲間意識がどうであったかということも重要です。組合のため、団結のためを思う行動かどうか、という主観的要素も重要だと思う。もとより組合活動上緊急でありほんとうに組織防衛上やむを得ないときは、その間発言を封鎖するということもあり得ると思うけれども、しかしにもかかわらず、一応ストライキが妥結してしまつた段階においてはその問題について徹底的に職場討論を起し、さらに、組合大会で議論し、各級機関で議論し、そしてその中で組合の利益という観点からの自己批判ができていいはずだし、それからその意見の中から学びとるものがあつたら、学びとつてもよいだろう。

こういうふうに考えているのです。

しゃべりついでに一言つけ加えておくと、こんどの事件については、全電通などの気持は、察するにあまりありませんね。大木五郎さんが「月刊全

電通」に皮肉まじりに書いていましたね。いくらか八つ当たり気味だったが、かつて総評にいた人だけにうがった見方もありましたね。ともかくも全電通は本気でストをやる気はあつたのだらうと思いますがね。あの組合は若い組合だという感じもしないこともない。国労、全通というようなきわめて政治的な感覚の鋭い人たちの集りであるのかどうか。むしろ今までの実績からみると、着実に協約や協定をつみ上げて闘ってきた組合だと私は思うのです。そこにいいところもあると思うが、稚拙さもある。アベック組合などという悪口をいうむきもあるけど、私は政治的な稚拙さだと思えますよ。その点から総評に対して体質改善を要求した、あの出方にも問題もあるが、総評の運動に対する一つの批判の面を含んでいるのも否定しえまい。もっともあの程度の批判ならば総評主流は先刻承知だということかもしれないけどね。それから、あそこでおそらくストをやろうと思つたら、太田、池田会談という演出で金額は示されないうでストは中止、でできた結果は、ベース・アップの格差だと全電通は怒っているらしいですね。指導者の話し合いで紛争をおさめるという方式もある程度さげがたいものだが、全電通が不満をぶちまけたい気持もわかるというものだらうと思う。だが、ここで怒って間違つてもらつては困ると思うのですね。今のお話を聞いてみると、まったく統制問題とすべきでない問題を統制にかけているようですね。ここで徹底的に職場討論をまき起さなければならぬと、私は思います。統制に力みすぎることが、全電通の組織防衛という、そう

いう運動の理念に対してプラスになるかどうか、非常に疑問です。その点で私は近頃の統制のやり方は全電通のためにおしむという感情をむしろもつのです。

三 統制をみだした行為（行為規範）とその評価（評価規範）の問題

青木 沼田先生から基本的に問題の御指摘をいただきましたが、野村先生が問題指摘のなかでおっしゃったことと、大もとでは変らないのであるうというように思います。つまり、それは敵の手に組合を売り渡すような行為でない限りは、基本的には、あくまでも組合内部での処理を、徹底的な大衆的な討論というものを通して解決していくというのが、その建前だということがいわれたわけですね。

横井 そのことに異論はないんですが、ちよつと質問したいのです。沼田先生がはじめにいわれた、例えばいつまで待てといえるかという問題ですね。これは大きな問題だと思うのです。ただそういうのを一般論としてこんどの場合にもちだすというだけでは十分でないのではないでしようか。こんどの場合にも、いつまで待てといえるかという問題に引つかかつてはくるが、共産党の方から四・八声明というドンピシャリの声明がでたということがスタートになっている。それと関連して、政党と組合との関係という問題をもう少し討論してもらいたいです。私は組合の中で共産党のフラクションが、四・八声明の前から、四・一七ストライキの決行について、批判的な意

見をもちこれを再検討せよという行動をつみ重ねてきておつたならば、今沼田先生がおつしやった問題提起で大体解答がでてしまうと思うのですけれども、もしそうじゃなくて、それまでは批判めいた言動はほとんどやっていなかった。ところが四・八声明が契機になって、大衆討議をやれと、そして四・一七ストは延期はすべきじゃないかという問題がでてきたとすれば、そこにはいま一つ問題がある……。

沼田 それはおつしやる通りです。そして共産党が、これがいろいろな意味で危険をもつのだということを考えていたのなら、それをもっともっと早くから警告すべきだった。これが突如としてでたところに問題をいつそう混乱させていることは否定できないと思う。

ただ私が先ほど、申しあげたのは、かつてのフラクション活動があくまでもストをやるべきだ、続行すべきだという行動にでた場合それは、統制を乱す問題なのかどうかを考えたとき、同時にそれならば右派のグループが、ストライキを始める直前まで待てといったことをどうとらえるか。それははいよいよ決定してストに入つたところで区切りがあるのかもしれないとも私は思った。そこまでは待て待てといえるのじゃないかと考えたのです。それがこんどの場合と同じに考えられるかどうかという問題をだしたのである。おつしやるようにこんどの場合、フラクションが職場で訴えるという問題ではなくて、共産党が天下に訴えたというところが先導している。これは具体的な行動主体に訴えたとなれば、機軸であらうし、あるいは

また公労協であるだろう。そういうものに、ああいうふうな訴え方をしたときに、どういう角度から捉えていくか。そこが問題だということをいつたわけで、横井さんがいわれたような問題提起、これは誰しも考えたことではしたが、私は一寸ひねって物を言つたのは、私はいまがそういうような問題を、みんなで考える一つのチャンスではないだろうか。といつてみたかったというわけです。

青木 先生は統制処分の対象になる行為と、その評価ということで問題を投げかけられたわけでしょう。

沼田 少し理窟っぽくいうと、はじめの問題は組合員の従うべき行為規範の問題です。あとの場合は組合員の行為を判断する評価規範の問題です。はじめの問題は、行為規範として組合の規約・決議・指令などが一体どういう時点まで、どういう内容において組合員を拘束するものであるかという問題ですね。労働者のモラルに照して。後の方の問題は組合員の行為を団結のモラルに照して評価し、団結のモラルに従って、適切な対応措置は何か、ということですね。

四 違法スト下の統制問題は法廷で争えない

青木 ところでこの処分問題が法廷にもちだされてくると、もともとが違法ストライキであるとして政府が宣伝しているだけに被処分者側はかならず勝てそうですが、後に問題を残しますね。もっとも被処分者側もそういう訴えの仕方はおそろしくないでしようけれど……。

沼田 私はこの問題で組合を除名せられた共産党員の人たちが、法廷に現われて、ブルジョア裁判所に除名無効の訴えを起すかどうか、はなはだ疑問だと思います。法廷闘争で除名と対決するとは思はないのですがね。

野村 私もやらないと思いますね。

沼田 だいたいオープン・シヨップでしようし電々公社からクビになるわけでもないでしょう……。もっともいやがらせはやるかもしれないね……。

矢加部 しかし除名の無効確認の訴訟は起らないかもしれませんが、下部で共産党員が多数派を占めていた執行機関が排除をされて、改選をさせられる。もちろんその組合事務所にくることもシヤット・アウトされるということに対して、規約および組合の決定に対する解釈の相違から、自分たちはこのままおれるのだという意味の訴えはおこす可能性があるのじゃないでしょうか。

沼田 それはあるいはありうるでしょうね。その場合も含めてだが、除名無効の訴えをおこせばおそろく裁判所の今までの法理からいえば、違法ストライキの指令は無効であり、それに反対したからといって、統制処分にできない、したがって除名は無効ということになるでしょうがね。だから裁判所にすれば被除名者たちは訴訟には、勝つわけですね。ただ私の論理からいえば公労法一七条違反の違法ストライキ指令に対しても組合員は服従の義務があるということになりますね。もしこれが、使用者側と明らかな結託がなされて、指令違反行為にでたということであるならば、私は十分統制の理由になると思っております。もっとも

裁判所にいったときは、この場合は敗けるかもしれない……。

野村 あなたのおっしゃる点は、大日本鉱業事件の判決で、組合の違法指令に従わなかったことを理由とする統制処分は無効という判断がすでに与えられた例があります。それが公労協の場合だと公労法の改正法案に十七条の二というやつが加わって違法な争議指令などは組合員を拘束しないというのをわざとだしてきているわけです。これは倉石修正案では削除されることになっていたが、もし訴えがおこされればそれが裁判所で確認されるということになるわけです。だから、そんなことにならぬような労働運動者というのが、あつてはならないはずだし、そういう意味において、共産黨員もこれを訴訟問題には、おそらくもっていきまいと私は思うわけです。

沼田 もつていったら、そういう理論でないと裁判所は通しにくい。それでは共産党の今までの労働運動における行動方向に反するだろうから、それはすまい……。

野村 だから、そこへもつていかないということになると、むしろ行為規範として事を考えておくことが、非常にいいのだということになるのでしょうか。その場合にどうでしょうか。大会決定というものがあつて、全員がストライキをやるうという決意を表明したとしても沼田先生の御意見は、そのときの少数派といえども、なおその後説得活動を続ける自由というのがある……。

沼田 あるのではないかとも思うのですが、そこを討論してもらいたいですよ。というのはな

ぜかというところ、ストライキというのは全体に大きな影響のあることです。だから最善の道が得られるために、最後まで努力するということはゆるされないだろうか。もつとも指揮命令のきびしい軍隊が突撃する場合でも、小隊長が突撃をきめても軍曹が待てということだってある。突撃に進めという前にこれは命がけの問題でもあるから、それが無暴に命令されてくれば押えることだってあるわけです。私は最善の道を選ぶということである。影響力が大きければ大きいほど、その決行に対して意見をいう自由が一面において広くなるのじゃないかという気がするし、他方、また影響が大きければ大きいだけ、団結を確保して突入しなければならぬという要請もあるだろう。そこで、フランク活動のことを考えたとき非常にむづかしい問題だと思つたのですが、こういう問題は、事柄の性質にもよるし、そのおかれた条件やなにかによつていろいろと評価も違つてくると思うのですよ。

五 統一と団結と組合民主主義

横井 その前にお聞きしたいことがあるのですが、手続きがどうであつたとか、あるいは行動形態がどうであつたとかいうことを、問題にする前に、やはり統一と団結というのは一体なんなのか。また今問題になつた統制というのは、一体なんなのかという、まさに基本になつているところが、問題だと思ふのです。

というのは、こんどの場合、矢加部さんの報告

をお聞きしましても、処分する側は統一と団結のため、組織防衛のためという考え方でやっているわけですね。処分反対の側も、統一を守るため、団結を守るためにということまでできていると思ふのです。

そうすると、われわれはただ錦の御旗という大義名分だけで統一と団結ということを考えていったらいけないのじゃないか、その具体的な内容はどこにあるのか、どういふものかということ議論しなければいけないのじゃないか。こんどの統制問題を、そういう観点から眺めていきますと、先ほど沼田先生が最後にいわれたことに帰着するのじゃないかと、私は思うのです。

そうではあるが、こんどの問題が、組合民主主義をクローズ・アップしてきたということは事実です。したがつて組合民主主義一般についての議論を深めていく、絶好のチャンスを与えられたということとは、たしかにいえると思ふのです。しかしこんどの場合、出方自体が非常に特殊な出方だつたということが、あるわけです。その特殊なものというのは、つきつめていえば、政党と組合の問題にもなるでしょうし、あるいは組合の中における、組合員と政党の黨員の問題ということにもなつてくるだろうと思ふのですね。

そして、そうした形で問題がもし提起されてきたとすれば、ここで組合民主主義というものを組合の中における一般論的な形で解消して、議論を進めますと、将来やはり同じ問題が残ってくる。政党なら政党の黨員はこんどのようなことをやるの外へだしてしまふことにすればそのおきりで一

応すつきりするかもしれないが、しかし、これは労働戦線の統一という形でみていけば大きく問題は残っていく。そういう意味で政党の党員たるものと、組合員たるものとは組合の中では、一体どうあるべきなのか、組合民主主義というのは、そういう関係で、どう考えるべきかということを、しっかりと議論しておかないと、将来同じ問題が、またでてくると思うのです。

青木 横井さんのいわれた政党と労働組合の問題に関するところは、後で議論したいと思いますが、ただ最初にいわれた労働組合の統一と団結と組合民主主義という問題についての基本的なところを、すでに今までのお話にてはいるのだと思います。ここで総括して、沼田先生、野村先生に一言だけうかがっておきたいと思うのです。

沼田 統一と団結と組合民主主義という三題嚮みみたいな問題を一言でいえといつてもむづかしいが、団結と組織統制とは不可分であり、もともと団結というのは労働力の統制体にはかならないわけ。経済連帯を基盤として組合の統制下に団結することによって交渉力を強化するというのが本義であり、労働者の階級連帯のモラルに従って統制がなされるということでしょう。だから、経済連帯という面が後景に退いて政治的な組合活動となると統制面も緩和されるという道理になるのでしょうか。ところが統一という問題は直接には組織統制に結びつかない性格のものじゃないですか。ここでは団結自体の反省的な階級的意識の下で寛容と相互理解を基調として団結体の階級的名譽の爲に忠実に約束を守ることを期待して統一戦

線をめざすわけで、いつてみれば全体的な視点が自覚されねばならぬ問題じゃないですか。統制の問題の場合より一層高い意味があるのではないですか。

野村 一般的には沼田さんのいわれるとおりだが、横井さんもいわれるように、統一と団結の強化という錦の御旗が、処分者側からもこれに反対する被処分者側からもだされて、総評内の主流、反主流の対立がますます激化してきていることは否定できない事実のようです。そして私たち運動の外部における者からみると、最初にああいうやり方で突如ストライキ反対行動にでた共産党系の組合の人たちの行動と、それが少なくとも大変な混乱をまきおこしたことにについての十分説得力のある弁明をしようとしないうちにその後の言動は、統一と団結の強化という点からは大いに疑問があるし、また、それを怒る気持ちは十分にわかるにしても、除名処分というようにただ組織の外に追いだしてしまつて事を片づけるというような統制処分が大量に行われるようなやり方も、統一と団結の強化には必ずしもプラスにならないのではないのだからかと思うのです。労働組合は政党とちがつて異った考え方や意見をもつ労働者が自分たちの利益や権利を守り向上させていくために結集されている大衆組織です。そうであるならばその動機はどうであれ、特定のグループが自分たちだけの考え方や行動を突然押しつけるようなやり方をする場合にはかならずその団結と統一を阻害するし、また、そういうことがあったからといって、それらの人たちを組織の外に追いだすだけでは真の問

題の解決にはならない。民主的な討議の上で決つたスト指令には当然従わなければならないものと思う。それから押しつけというものは組合民主主義とは明らかに別のものです。また組合民主主義とは、異つた考え方や主張に耳をかたむけ、少数意見をも尊重して運営することではないだろうか。多数決原理もそういう組合民主主義を通してはじめて大衆に尊重されるものだと思います。そんなことは運動の一線にたつておられる人たちは先刻承知されていることだとは思いますが、そういう誰でもが知つてはるはずの原則的なことが必ずしも動く運動の上ではまもられない。しかし出来るだけ考える時を貸すことは必要ではないだろうか。もしやむをえずそれがまもられなかった場合でも少くともそれを尊重する気持ちはあつてほしいと思います。それが将来の統一と団結を再びつくり上げる根になるのではないのでしょうか。私は組合の活動家といわれる人たちが、そういう点をもっと考えて、自分たちの立場だけに固執するのではなく相手側の立場にもたつて考えて本当に統一と団結のため忍耐強く、この統制問題を建設的に、将来のプラスになるように大衆討議の上に解決していつてもらいたいと思つてゐるのです。

六 スト反対行為の類型と統制の限界

青木 今までのお話で団結と統一とはなにか統制とは何か、どこに問題があるかということについては一応の解答ができたのだと思うのです。そこでもう少し具体的にこの問題を突込みま

して、先ほど野村先生がおっしゃっていましたが、上に、統制の限界と関連する問題で、たとえば上部機関に対していわゆる指令返上をしたとか、スト中止を再検討する要請をしたというような行為であるとか、あるいはスト中止を呼びかけている政党的機関紙を配布した、あるいはスト中止のための具体的なオルグ活動をやったというような、そういう個々の行為について典型的な事例を設定して少しばかり議論をしていただきたいと思います。

先ほど、私がお聞きしておりますと、処分の中心的な理由というのは、幹部が中央の指令に違反して下級機関でスト中止の方針をだして、しかもそれを中央の方に要請していくというような行為を捉えて、処分の対象にしているようですが、そういうことは、以上のべられてきたような一般的な考え方を具体的に適用すると、一体どうなるのか。議論すればたくさんでくると思います。が、まず今度の共産系組合幹部や活動家の行動は、いわば直接的に味方を敵に売るような行為、使用者と結託してスト指令に違反した行動をとったものではないというところはつきりしている。そしてそれは組合の外に排除する除名処分というような統制処分の問題でなるといものではないのではないかと、この点では大体皆さんは一致している。とみていいのではないのでしょうか。ただ一定の査問委員会にかかるような問題であるということになるかもしれない。査問委員会にかかって、それが処分の対象になるかということになると、これはまた問題だ……。

矢加部 今おっしゃっていることで、役員のその場合に問われるべき責任と、一般組合員とは違って扱われているという点と、それから役員は、そういう場合の行動として自分たちが多数をしめる機関の正式な要請という形で上にもっていく。そのこと自体が、また一方では、問題になったのだという説明をさっきしたのですが、今でていることとの関連で具体的にこういうのがでているのです。

いわゆる職場活動家が、共産党の四・八声明の訴えのビラを配っているのに対して、組合の幹部が、配布の中止を要求した。それで配布の中止に応ずる、応じないという問題で、あとでこれまたなんらかの対策をとるといふようなことに事態が進んでいる。

だから、さっきの沼田先生のお話で、ともかく討議を起すということは必要だと、そこまで認められるとする場合ですね。ビラをまくということとは、討議を助けるための一つの手段であるという解釈が可能ならば、ビラをまくこと自体が統制の対象にされなくてもいいのじゃないかという議論も、あり得ると思うのです。ところが、そうじゃなくてももうビラをまいているというのは中止のためにビラをまいているのだから、スト中止の具体的な行動の一つだということになったようです。

沼田 私は、説得活動にビラの配布は含まれると思っております。

それから組合機関の問題ですが、私はこう思うのです。機関というのは、組合の運動について責任をもつ義務がよいあると思うのです。それに

どちらかというと、一ぱん情報も集ってくるおけでしょう。だから下級のある機関なら機関が、自分たちはこう思うという意見を発表したり具申をしたりすることがあると思うのです。だから、機関だからよけい悪いというふうには直ちにない。むしろ機関であればあるほどいかなければならない場合もでてくる。先ほどの突撃の例でいえば軍曹だから一生懸命いふのであって、一等兵では情勢もよくわからないこともあると思うのです。

ただ、こういうことはいえるのじゃないか。つまり、いよいよ日が切迫しておいて、こういうことばかりいっておられないというような段階にきたときに、本部が一時そういう機関活動を待てということは、緊急の状態としていえるだろうと思います。そういう一定の段階というのはどういいますね。そういつか一定の段階というのはいくつかはにわかには一般的にはいいにくいけれども、ある段階において、全体の意思がストに突入することに決定してしまっているのだから、もう論議の時機ではないから、反対活動はしばらく待てということとは、ことに単一組織の場合には、必要でしょうね。それはどこからという判定は、具体的にむづかしいのだけれども……。

野村 私もそれがどこからかが非常にむづかしいと思うのです。

矢加部 どこからかという点になると、いわゆるスト準備指令の段階と、スト突入指令の段階というの、今の組合はわりに区別しているのです。統制の対象になっているのは、だいたい突入指令以後の段階ですね。国労なんか四月九日から

十六日までの行動が処分対象になるときめています。スト突入ということは、具体的にいいますと誰々はどこどこへいけという、スト防衛や動員体制のすべてを含むわけですね。公労協の場合にはそのために当局との関係でとらなければならぬいろいろな手続きもとうぜん入るわけですが、そういうことが具体的に進行している時点は、まだストライキにはいつてはいないのですから、これを準備段階に含める考え方もありますが、準備といっても具体的なストライキの実行行為に必要なそれは、わけて扱われています。

野村 私は事態がそこまできたら、ストをやるなどということは問題だと思うのです。ただ、そういうことをやったということが、あとでどう評価されるかということは別であって、むしろ運動の中で、中央委員会とか大会とかでおまえさんたちは正しい、正しくないということが討論で結論がだされることがいざばん望ましいやり方だと思います。しかし突入指令がでたら、よほどの特別な事情の変更というか、そこで大変な陰謀、例えば松川事件とか三鷹事件のような陰謀事件のおこされる可能性というか、その予見できる事実がみつかつてこれを本部に注進して、本部に考え直してもらわなければならない、中斷に考え直してもらわなければならないというような事情があれば別ですが、そういうことがないかぎりゆるされない……

沼田 こんどの場合だって、共産党のいう挑発ストだということだが、事実によって十分に裏づけられておれば、別問題なのですね。そうで

なかったら、突入指令がでたときを最後とするか、それでも最後の突撃というところが最後になるか、突入指令後はやはり新たな事情変更がないとね、野村先生がおっしゃるように問題でしょうね。

七 いわゆる挑発ストをめぐる

青木 その挑発ストという問題をもう少し立ち入って討論してみましよう。矢加部さんどうですか。

1. 宝樹一派の挑発ストというきめつけ

かたの問題

矢加部 そうですね。今まで沼田先生などがおっしゃっていたことを一般論的に解釈すれば、挑発を煽動したり、挑発の筋書きをつくってくるものは、組合にとってはいわゆる敵方で当局側なり使用者だということが、前提だと思ふのです。だからそういう敵方の挑発にのるべきではない。そういうことが、非常にさし迫った事態として起っているから、やめるべきだという言い方の方ようだったと思ふのです。

ところが、こんどの場合の特殊性は、その挑発を仕組んでいるいわゆる元兇として四・八声明以来でてくることは、こともあろうに、四・一七ストの中心勢力であり、しかもそのストを指令した、最高の責任者である全電通の笠原委員長、全通の宝樹委員長というような、指導者の具体的な名前まで入っているのです。

そういう人たちが、陰謀に加担をして計画を推

進しているのです。それでこのストライキは、やめなければならぬという言い方でしたね。そういう問題が加わっているとすると、ふつうの一般的な挑発問題だけではうけとれきれないような、立場、立場によって違ったうけとられ方をされる問題がでてきたと思うのです。あるいは、そういう挑発とはなんぞやということを、こんどは同じ次元で討論するわけにいかなくなつたろうという問題もある。最初からここでいわれている挑発というのは、組合の責任者を含む挑発的だからというのですから沼田さんのおっしゃる、討議を深めるということがやりにくい。そういう特殊な問題の提起がなされているのです。

沼田 まったくそうだと思うのです。そのところはうやむやにできないでしょう。全通などは二十四万組合員全体に対する侮辱だと聞き直つておこっていますね。一般的にいつてああいう形でものをいうのは、統一への方向をむくときにはよくないと思うね。ただね、批評をやる文化人の感じと運動のなかの闘士の感じとはちがつてるかもしれないよ。共産党を攻撃するときも相当どうかと思うようなやり方をやるのでね。

野村 それもわからないではないが、本当にそういう事実を誰にも納得させる形でつかんでいたなら別ですが、組合運動の考え方にどういう違いがあつても、ああいうきめつけ方は労働運動の前進のためにならないと思うのです。

沼田 ああいう某々一派の挑発だという形でうちだされたというのは、党とか派閥に近い人にはピンとくるのかもしれないが、私たち市民や労働

組合員を納得させえないと思うのです。

2 挑発・弾圧の可能性といわゆる

ネトライキ論

沼田 ただ全体の情勢からみて、矢加部さんに質問したいのだけれども、いろいろな意味で物情騒然としていたわけでしょう。そうだとすれば最後に疑問を投げられていた決行後の処分の激しさというか、当局側がそれを含めかなり意図的に、組合にとって統一と団結という至上命令を壊すような分裂策動を企図したような弾圧の可能性というのがあったのかどうか。その点はどうか考えられていますか、総評や公労協もそのことをどういうふうにみておったのですか。

矢加部 当局にいわせれば、違法な争議行為をやるわけですから行政処分ができることはハッキリしていました。しかし、刑事弾圧というものがどういうふうにでてくるか。ともかく前の方の行政処分は、とうぜんそういう責任を問われるだろうということが、最初から織り込み済みだったと思います。そういうことの決意がなくて、もともとこれはやれないものなのです。

あとの方の刑事弾圧の問題については、三・一五判決もでていることですから、これは一つ問題点だったと思うのです。というのは二月の総評臨時大会のときに、全通の国安代議員が、その問題をだしたのです。行政処分は今までやられてきたし、それにはかなりいろいろの備えもある。資金の積立てもやってきている。しかし、刑事弾圧の方は、三・一五判決が適用されるはじめての、一ばん大掛りなケースなのだ、これに対する弾圧対

策というのをどう考えるかという問題がでていた私も、あのとき傍聴していて、重大な問題だからそうとう議論する必要があるだろうと思って聞いていたら、これはあまり議論にもならなかったのです。

ただ一つだけ、それに関連することで共産党と全電通の間で議論になっているのですが、全電通としては、実はそういうことも考慮して、組合員の自覚に基いて、こんど場合はピケをはったストライキというのじゃなくて「自宅待期」を中心にする戦術を考えていた。ところがそれに対して共産党が、自宅待機というのは「寝トライキじゃないか」ということをいった。そこまでの議論はあったけれども、それ以上の問題が議論されなかったことは事実ですね。そういう不十分さはありますが、公労協が実力行使をやれば、とうぜん処分をされる。それに対する弾圧もあるであろう。しかも今年は従来よりはかなり強いものをやってくる。ただ全電通がそのことで考えていたのと国労が考えていたのとが全通が考えていたのと、ぜんぶ同じ程度に同じ内容のことを考えていたかどうかというの、多分に問題がある。

沼田 それはたしかにそうだね。

野村 ただ、こういうことがあるのです。国鉄の場合は、なかなか鉄道営業法が適用しにくいのです。公務執行妨害とか何とかそういう形でくるわけです。戦術も違うから、自然と他の名目で引掛けてきている。ところが全通と全電通は、郵便法や公衆電気通信法でまったくくなくないというところだけが、犯罪になるという可能性がある

わけなのです。そして、たまたまそういうのをやめたということだけで犯罪になるというのがいいのかどうかというところで、実は権利闘争としていま争っているところだと思ふのです。

それからネトライキ論ですが、ストライキのやり方として一ばんいい方法はなにかというと、ピケなどをはる必要がなくて、みんなが自分で自覚をもって職場をでていくという戦術がとれば一番いい。だからネトライキそのものが直ちに悪いということにはならない……。

沼田 そうですね。ピケをはらずにそれができれば見事なものだと思う。国鉄だってネトライキまではゆかなかったが、西宇部の闘争のときにはピケをはらないでやれたというので大いばりだったのです。だが現実にはまだまだピケを張らざるを得ない条件が国鉄の中にあるわけです。それについては全電通などの中から批判がでているわけでしょう。もっとも全電通だと、今度のようなストをいざ打つとなったら、ネトライキでやれたかどうか……、国鉄労組のように幾度も刑事弾圧をうけ、大量処分でいじめられてきた組合のもの苦心は、それをやられた組合でないとわかりにくいものですよね。

3 スト権奪還闘争と四・一七スト

矢加部 権利闘争というお話がでしたが、その点で重要だと思うのは、少なくとも公労協の場合には、民間と違って一九六四年の春闘は、いわゆるスト権奪還闘争の重要な足掛りをつくるということがあったわけですね。折りから一七〇八七

号条約は国会で問題になっているし、ILOから調査団派遣の問題も具体化してきていたわけですから。それに事実、大会にだされた全通の運動方針などをみても、春闘の評価の第一に、スト権奪還との関連ということも挙げていて、全通の場合には、結論的には今年は三六年当時以上に、組合員の中にストをやるという決意が浸透した、といっている。また四・一七ストが行なわれる前の、池田、太田会談に池田首相がでてきて収拾にあたったことは、それがスト回避を理由とするものだけに、事実上、禁止されているはずの公労協のストを政府が「黙認したもの」とわれわれは考える」というように運動方針原案では、いつているわけです。もつとも、これには、池田さんのほうから出てきたのでなく、こちらから求めて出させたのではないかという意見もあるようです。

ですから、一概にはいえませんが、池田・太田会談の「六項目」のなかで、公企体の当事者能力の改善を取上げさせたのが、一つの前進指標だという説明もされております。いずれにせよ、この春闘の場合に、私はどういうふうにスト権回復との関連が考えられていたかといえ、あの事態の推移からいって、ちよつと疑問があり、その点はそれほど意識的には現われていないとみるわけで、だからこそ、公労協内部に論議の余地を生じたのではないでしょうか。

先ほどの、弾圧対策を十分に議論しなかったということもそうですが、春闘とスト権闘争との関連というものをどう理解するかという点の議論が不十分だったことが、四・一七スト中止にも結果

的には影響したのだと思う。とくに、国労の場合をみると、国労はたしかに三回も四回も実力行使はやれなかったのが実体でしょうが、それでもあの千円という格差がどうしてもとれなかったら、あのときやめたかどうかはわからない。格差がとれるという見通しがついたから、それならむりしてやらなくてもいいことがでてきたわけですね。ところが、格差があつた春闘の中心の問題であつたかどうかということになると、これは必ずしもそうはいえない。ただ、国労の賃金闘争にとつては格差は重大な問題でした。そうすると、国労の場合だって、それじゃ、ベースアップはもちろんのこと、スト権奪還ということはどう考えておつたかが問題点として残るのですけれど、それは前述のように、最初にその議論が十分なされていなかったことのほかに、実際問題として、本年は、守勢から攻勢への転移や、組織対策として、ともかくストライキ闘争を思いきつて計画したことでせい一ぱいで、そんなにいろいろな配慮をする余裕がなかったのが真相じゃないでしょうか。

横井 ということとは、こういうことですか。たしかにこんどの場合、公労協関係はスト権奪還闘争との関係を、十分に討論されていなかったであろうというようなことは、わかるような気がするのですが、かりにスト権奪還闘争と結びつけて闘争を組んだとすれば、四・一七ストは中止しなかったというふうなことになっていくのですか。

矢加部 そういうことで進んだのでしたら、また、そういう意識が非常に下部まで浸透してやつておつたというのなら、お説のような仮定が成り

立つかもしれませんね。とにかく、賃金が高くなるか、ならないかで、あれを止めていることは、それ以外の判断の入る余地が少なかったということでしょう。

従つて、観点がちがっていたら、弾圧などに対しても、どんないろいろな手を事前にうつていくとか、そういうことがもつとあつたのじゃないかという気がします。

横井 弾圧対策との関係でも、スト権奪還闘争と関連づけられてこんどのストが組まれたとしても、そんなに差がでてきますか。さらにスト権奪還闘争を関連づけていくとすれば、公労協のストだけではだめでしょう。こんど場合は、民間闘争を先頭にたてていつて、総評議長にいわせれば、四・一七ストは必ずしもやま場ではなくて、高原闘争を展開するのだという捉え方であつたわけですね。そうすると、スト権奪還闘争を絡めていくならば公労協のストライキと同時に、民間のストライキも、公労協のスト権奪還闘争の性格をある程度関連づけて掴まえていかなければならない。そういう問題もでてくると思うのですが……

矢加部 全体の権利意識の弱さという意味でおっしゃっているのかもしれませんが、さっきから申し上げているように、私はスト権奪還だけが問題点だったということで、考えているのではありません。ただ、もし、そのことに問題を限定するのなら、前述のようなことも、ありえたりううたまでです。また、スト権奪還闘争の本来のあり方がどうあるべきかというところは、改めて検討に

価すると思います。

八 職場の言論の自由を確保し再び反共労働運動の誤りをくり返させないこと

東城 四・一七ストの性格についていろいろ御意見がでていますが、統制問題に話をもどして私にいわせてもらおうと、除名とか権利停止とかの処分が大量にでていますが、そして言葉ではそうはつきりいわれていないけれども、四・一七ストというのは一ばん高い、批判を許さない最高の戦術だったのだ。だからそれに対するいろいろな批判活動というのは組合の決定無視ということ、嚴重に処罰されなければいけないという発想が、その基本前提にあるような気がどうもするのです。四・一七ストをそういうように最高最善の戦術とみるのか、それともそれは挑発の危険をもった、一回のストライキにこれから数年間の運動の生命をかけてしまうような、そういう犠牲を蒙るストライキだったとみるのか。こういう評価の問題が根底にあると思うのです。そういう根本的な評価の問題を抜きにして、形式的な組合民主主義でこれが規律されているのではないかとうけとられているところに、今起っている除名なり権利停止なりの統制処分が、なにか、異常なものと思われている基本的問題があるのだと思うのです。

それで、四・一七ストをみる場合にいろいろな見方があるけれども、それが計画通りに行なわれたときに、労働者階級の陣営がどれだけの打撃を蒙ったのかということについては、誰も明確な計

算をしたことがないというのは、事実だろうと思います。各単産は各単産で集計をしそれらの集計が全体として総合されたときに、それは単純なたし算で、各単産の被害の総和としてのたし算でありだせない問題がなかったのか。その総和としてのたし算は、質的にもっと強い弾圧として今後の数年間の組合運動にマイナスの要素を働かせるものというふうのみにみるのかどうか。これは誰も責任をもって計算をした人がいないのです。

これは、このストライキを評価する場合に非常に重要な点だと思ふのです。公労協の弾圧対策会議などで論議を呼んだのは、去年の暮の動労のストライキのことだったようです。あれによって動労は、金額に換算してあの規模で四億くらい被害を蒙ったのです。それらをぜんぶ総和したときに今の犠牲者救援規程をもつてすれば、十数億の損害になる可能性はあった。十数億の損害に堪えることは今の日本の労働組合の実力をもつてしたら非常な努力が必要だったことは間違いない。また先ほどお話にでた三・一五判決後はじめての刑事弾圧がどうかかかってくるかという問題もある。

また、右から割らせていく組織分裂工作というものは当局側の既定方針で機会さえあればそれを策動してきたことも何度かいままで経験してきたことです。そういう問題を真正面からみつめて、四・一七ストライキを分析する。そういう角度というのをとれないとこのストライキの性格とそれに引つかかってくるべき処分問題というものは、正しくつかまえないのじゃないだろうか。宝樹、笠原一派の計画的な挑発ストライキであるときめつ

けた共産党の四・八声明以降の動きについては皆さんから御批判がだされました。総評の太田議長は共産党の弾圧ノイローゼがああいう行動になつてあらわれたんだといいました。はたして弾圧ノイローゼだけの問題であつたのだろうか。矢加部さんの御意見でも弾圧対策が不十分であつたことは指摘されておりました。私たち弁護士がみた場合もそのことはそうだったと思います。挑発の危険に対策が十分でなかったところに、共産党やその影響下にある活動家のああいふ行動ができてきたこととはそのやり方の是非は別としても、推測できると思うのです。それを組合の指令に違反したかどうかということだけで、規律しようとするればどうしても無理というのが起ってくるのじゃないか。

だから、いろいろの労働者の意見が、この問題でよせられておりますけれども、共産党があつたし迫った時期に、ああいうやり方でストライキをやめると呼びかけたのも異常だし、それから全電通などの組合が大量の除名、権利停止の処分をしたということも異常だし、一体問題の本質はどこにあったのだということ議論したいのは、真面目な組合員ならみんなが考えていることじゃないだろうか。ところが組合員に、そういう問題を議論させる機会を失わせるような結果をもたらす形でいまの統制処分問題が進行していく危険はないだろうかということ心配しているんです。統制処分に反対する下級機関や活動家もまた統制処分に反対することは、そういう危険を多分にはらなでいる。物いえば唇さむしということで、組合のなかでそういう言論の自由が失われていくこと

が一番問題だと思います。組織防衛上の緊急性といわれるが、四・一七スト中止後どういう緊急性があるのだろうか。

それといま一つ、処分される者は反主流の共産党系の組合活動家ですね。そうだとするとこれが組合運動のなかに、かつてのレッド・パージで苦い経験とされた反共運動というものにすんでいく危険はないだろうか。野村先生も先ほどちょっといわれていたが私はそういうことも心配しているんです。

それから、スト権奪還闘争の話が今でしたが四・一七ストライキのようなものを何回かくり返すと、ストライキ権が奪還できるというふうに、今の日本の労働者のストライキ権奪還運動が単純に考えているとすればそれは誤りだと思うのです。そういうストライキをつみ重ねていけば、ストライキ権が返ってくるというのは、一面の真理だけれども、そのストライキをどういうふうに、今の日本の政治経済の構造と力関係にあわせてうっていかうかというこの方に、もう一面の考慮を払わなければならないのではないか。昭和二三年にマ書間と政令二〇一号で官公労働者のスト権を奪った権力側の政治的、経済的要求とその考え方はいまも基本的に変わっていないのだし、また、官公労働者のスト権問題は公共性と関係があるだけに、国民の要求にそれが合致しその支持をどうやってうるかという問題がこの闘いではきわめて重要な側面をもつことも御承知のとおりです。だからそういう両面を押えて、ストライキ権奪還闘争というものがすすめられなければならない。そういう

点について、組合自身も十分に考えているとはいえないように感ずるのですがどうですか。

矢加部 日本の政治構造、権力構造との関連を明らかにすることなしには、スト権奪還の十分な展望は生まれないということは、このさい、たしかに考える必要があります。ただ、現在の情況が、それでは、労組側にとって、従来以上に不利とみるか、それともILOの動向などからいっても、より有利とみるか、そのへんも、誤解を与えないようにすべきでしょう。

九 政党の指導と組合の自主性 民主性

青木 そこで、先ほど横井さんの指摘されました、組合民主主義の問題、特にその中でできている政党と労働組合との関係をどう捉えるかという問題に入りたいと思います。

御承知のように総評の社会党一本支持の問題から政党支持の自由という問題を中心にしてこの問題は組合の内外で労働運動の基本的なすめ方にもかかわって議論がされていきました。こんどの場合は共産党がその機関紙で四・一七ストライキに対する中止の方向を積極的にうちだし、その影響下の組合活動家がそれを契機に組織的にそれを止めさせる行動をとったわけです。そこで政党の指導ということ、指導の在り方という問題もできましょうし、政党員である組合員の政党と組合との関係での行動のあり方という問題もできましよう。そういうことまで含めて、ここで議論をして頂ければと思います。

矢加部 その場合に、今、統制問題でいる根拠はなにかというと、かりに呼びかけは組合の外から特定政党によってなされ、手続的にその政党がいきなり個々の組合の機関にどうこうしたというのではなく、さっき申しあげましたように、一応は、組合のそれぞれの下の方の機関を通じてその意見が上の方に反映された形だが、そうであってもこれは統制の対象にされたということですね。

つまり、政党がまず決定したことを、組合にもち込んできている。また、かりにそれを組合にもち込むこと自体はいいと仮定しても、その組合は機関決定としては、そうではない方針をきめている以上、もう政党の方針というのは、そういう場合にはもち込む余地はないはずなのだ、という考え方でしよう。これに対しては、さっきの東城さんの御意見からいえば、政党の方針が労働者を救い、労働運動の危機を、それこそ回避させるようなものだったという価値判断が認められないかぎり、議論は堂々めぐりになるのと、もし、そういうことがいえると仮定しても、なお手続きの問題が残る余地はありますね。

1 組合員である政党員の政党決定の もちこみ方と組合民主主義

横井 その点僕はこんな感じがするのですね。抽象的にいいますと、政党と組合の関係の問題と組合の中における政党員と組合員の問題は、やはり違うのじゃないかと思うのです。政党と組合の関係は、イギリスみたいにならずと歴史の古いところで、労働党と組合というのがはっきり分れてい

るような場合と、わが国のようにまだ政党と組合との分化が、なされていないところでは、違つて考えられる。

一般論的には、政党の組合に対する指導性ということができるかもしれないけれども、そういう問題と、それから組合の中において政党员と組合員が、どう関係づけられるかという問題とやはり僕は違うと思うのです。

たとえば、組合の中で政党员であり、同時に組合員である、ダブル・パーソナリティーをもっている、そしていわば組合と違う政党から、賃上げなら賃上げの問題、人員整理反対なら人員整理反対の問題についての一定の方針が示されたという場合に、組合の中ではその政党员たる組合員が、それを組合の中にもち込んで、徹底的に大衆討議にかけていくということで、組合としてはおのづからとるべき道というのはきまってくるのじゃないか。

だから問題は、組合の中における民主主義というのは、たんに形式的なものではなくして、ほんとうに文字通り大衆討議という形で、民主主義というのが貫かれているかどうかということにかかってくるのじゃないか。政党と組合、それから組合の中における政党员、ダブル・パーソナリティーでもいいのですが、その人と一般組合員の関係というのは、分けて考えるべきじゃないだろうか。組合民主主義というのは、そういうものじゃないだろうか。そういうふうにもっていかないと少なくとも現在のわが国の組合と政党との関係を睨み合せての、組合の状態ですが、それをみていった

場合には、はっきりとした結論というのは、でてこないのじゃないかという感じがするのですが。

青木 横井さんのいわれるのは党员が党の方針に従つて、組合の中で議論をまき起していく……。

横井 それはそれでやってかまわないと思うのです。

青木 ただ政党が組合の中に自分でだした結論をもち込んで押しつけるということが組合民主主義に反する……。

横井 おしつけるというよりは、組合の立場にたつてみたら、おしつけられるところにまさに問題があると僕は思うのです。組合の主体性に問題があるのだが政党もそこを留意して……。

2 社会党一本支持と共産党の働きかけの問題

東城 組合民主主義を守れということを、今除名する側の方も除名反対で闘うという方もいっている。両方とも組合民主主義というのを錦の御旗にしているわけです。そして除名される側の立場でいうものは、今の主流派の組合民主主義というものの実態は、政党支持の自由を欠いた組合民主主義だし、それから少数意見の尊重に欠けるところの組合民主主義だということです。それが一ぱん現われたのは、「新週刊」だと。このいい分の方も否定できないものがある……。

沼田 それはむずかしい問題だね。組合が大きくなればなるほど、どうしてもある種の官僚化は避けがたいというのは世界的な傾向だからね。だから除名する側のいい分の規約に従つて、一定の手続きがふまれて決められたものは、やはり一応

の民主的な意思形成だということには情状されやうと、右の方が、それも会社側と何らかつながらある連中が、たとえばそのスト決定は本当の民主的決定ではないといつてきたときにどうなるか。組織統制という問題はそこから必要性もでてくるのじゃないですか。私も東城さんのいわれた反主流の人たちのいい分は一面でその欠陥をついて当っていると思つてはいますかね。

矢加部 私も東城さんのいわれることはわからなくはない。ただ、さっきは価値判断ということばを使いましたが、そこは現実的配慮が必要でしょう。すべてを本質論で議論をすることはいいにきまつているのだけれども、こんどの事態を、今まで分析した限りで考えてみてもですよ。そういう本質論をいったい期待できるような状況であつたのかどうか。あなたの言葉を逆にいえば、そういうのが組合民主主義のおかれている実態なのだから、そういうときに、とくに前衛的な政党が、攻撃的な提案を投げかけた場合に、どんなことになつていくかという問題があるでしょう。もっとも、私は、これは一つは提起された時期の問題でもあろうかと思ひます。

沼田 なんでもっと早く問題を投げかけなかったのかという問題ですね。共産党が四月八日にいったつて突如としてああいう見解を打ちだした事情というのは、どうなのですか。

矢加部 四月に入つて、公労協が正式にスト宣言を発表し、それと同時に戦術の詳細な内容を発表した。これが、四・八声明のでた直接の動機ですね。

沼田 それがでて、いよいよやることになった。しかしこんな規模というかやり方でやられたのじゃ困るということでも待ってもらいたいということになったのですか。

矢加部 まあ、そうでしょうね。

沼田 そうすると、全体としての動きというのを共産党は共産党の思惑でみておった。総評主流は主流でみておった。そうやってみておったところが、決定されたものをみるとこれでやられたら岸内閣のやった三十二年の弾圧よりも、もっと厳しい刑事弾圧を含んだ攻撃がくるのじゃないかというふうに共産党は睨んだ……。

矢加部 予期以上の戦術規模だったという……。

沼田 私はそういう見方もないこともないような気がするのです。四・八声明というのがでたときに、私もこの時期になって突然そんなことというとは何だと思つたが、同時に、はて待てよ、そういう問題もあるのかもしれない……。

矢加部 これは実際に行なわれなかったことをわれわれも組合も議論しなければならぬわけですね。行なわれておたら、どうであつたのだろうという仮定でしかモノがいえなから、限界はありますね。挑発だというのが、挑発の内容はどういうものであつたのだらうとか、非常になんというか、議論をする場合に、はっきりしない要素がたくさんあるわけですね。そこを考えておかないと、とんでもないことになりかねない気がします。

野村・沼田 そうそう。

矢加部 だから、ここで問題を掘り下げるのはいいけれども、どこまで掘り下げて掘り下げき

れん限界というものが、私は、そこにはあると思うのです。

ただね、池田三選問題がなかったら、政府、与党は完全にやらせるとか、そういう意味で、いうならば挑発が一本化される場合はあつたでしょう。だけでも、こんどは明らかに政府、与党の対策は割れていたですよ。それに池田首相の対抗馬たる佐藤国務相は国鉄出身だったことを見のがしてはならない。つまりやらせるといふことは、即挑発だという解釈でいくならば別ですがね。そういう意味の政府与党の部内の挑発論者と、違法であればなおさらやらせない、ということが、政府の政策的態度でなければならぬという二つの考え方ですね。後者はスト回避対策等に結びつくわけです。ましていろいろな国民生活に影響を与えるようなことを防ぐのは、政府本来の任務である、りくつをいえば、そういうふうなことで、收拾に向つた。これはまた池田三選という政治的な動きにつながるのですが、これには共産党が四・八声明を出し、綱にかかりそうになつたので、政府もあわてたという見方が、なくはありません。沼田 私も両様の構えだつたらうとは思ひますよ。

3 政党の指導のあり方の問題

青木 沼田先生、政党と組合の関係の問題に話を少し戻してくれませんか。

野村 その点は私は一般論として、先ほど横井さんのいわれたと持りだと思ふが、ただし、一般論としてはその通りだとしても、歴史的に

つとつみ重ねられてきた諸条件の中で起つていただけに、なかなか簡単にわりきること、むずかしい問題だらう。しかしこんどのようなことを機会に、政党と労働組合について誰でも知っている原則的なあり方にもう一度たち返つてその討議を深めてもらいたい。それがどうあれば労働者の利益や権利、団結というものを守つていけるのかということの基本前提にしてですね。ともかくただ自分の意見と違ふから排除をするというような形ではなしに、それを考えてもらわないと困る。それがいま、一ばんだいじなのじゃないかという気がするのですよ。

沼田 私は、労働政党である以上は労働組合に働きかけるのは、あたりまえだと思うのです。イギリスでは、労働政党が組合よりずっとおくれで出た。労働組合の方にしてみれば、議会で代弁者の自由党ばかり使つても効果があがらないから労働党をつくることになつた、ということでしょう。自覚的分子の結合として組合に指導力をもつというふうな発想はイギリスの労働党にはあまりみられないと思います。だが、イギリス流の政党と組合の関係が資本主義社会における、労働者政党と労働組合との関係の模範的なあり方だというふうには考えられないと思うのです。一般的には、政党が組合運動を含んで社会運動を指導するという方が解放への闘いにすすむ上には正しい関係だといえるのではないのですか。イギリスやアメリカのような事態というのは、ある意味では墮落形態なのじゃないか。

青木 フランスやイタリアでは労働組合にたか

する一政党だけの影響力を排除するために、それが一定の比率で役員などを選ぶということをしているようですが。

沼田 あれは私はよくわからないのです。組合の中に政党を比例的に反映させるということに抵抗を感じる。その点で私は直ちに賛成できないのですけれども……。しかし第二次大戦で世界労連ができて、あのときの考え方というのは、なにしろアメリカとソ連とが一しよの陣営におったという背景もあって、ともかく労働組合というのは政治的なイデオロギーとか何とかいうものに煩わされてはいけない、もっと広い基盤で、しかし基本的な政治的性格としては反ナチズムというようなところで、結集されてきた。そういうものじゃないでしょうか。

野村 それはナチスが擡頭した頃のドイツ労働組合の社民系労働組合と共産系労働組合の分裂の苦い経験に対する反省からでている、労働者階級が統一して反ナチ闘争に立ち上ればナチスに天下をとらせずにすんだのではないかと……。

沼田 私もあの経験というのは、こんどの場合だって考えなければいけないと思うのですよ。その点で、岩井事務局長が「月刊総評」に書いているのですが、彼は彼の立場であくまでも統制問題にすべきものはそうすべきだということは強調しております。しかしこの運動を、反共運動にもつていってはいへんなことになるということを戒めているのですね。私はいい運動感覚だと思えますね。ナチスに向ったドイツの苦い経験というのは、第二次大戦後の労働運動に生かされなければ

ならないと思いますね。そこからまた、世界労連などもでてきた出発点があつて、アンチ・ナチズムという、世界的なイデオロギーとからみついでてきているのでしょうか。

ところで、政党と組合の問題に返るわけですが先ほど横井さんの指摘されたことは、日本の特殊なことというよりももっと基本的にそうでなければいけないことなのじゃないか。だがね、政党が組合を指導するというのも別々の組織なのであつて何よりも政党自体が指導力をもっていなければ話にならない。指導力の基礎は組織力でしょうが、全体的判断の正確さが必要ですね。それから非常に大切なことは、指導するには組合そのものの行動法則や規範意識をつかみ、それに即応しつつ指導するのですね。攪乱になつてしまふ。あるいは押しつけみたいになつてしまふ。そうなる指導どころじゃなくて、ハネとばされないものでもないでしょうね。指導の濫用の問題として考えておかねばならぬのは、組合執行部を特定の政党がにぎる場合などにみられる現象だが、この場合に政党として組合を指導するというためには、執行部をにぎることによって他の政党の指導を排除するというのがあつてはならないと思います。もしそうなる組合の統制力が一定政党に奉仕させられることになり、組合の自主的な組織としての存立が侵されることになると思えますね。

十 大衆討論の上につくられる 組合民主主義の確立

青木 いまの結りの方がきつた感じがして、つてみると、多くの組合の実態をみると、執行部が全員社会党員協議会のメンバーで占められて、反主流の共産系の人間は排除される。そしてその党員協議会のメンバーである執行部がきめた方針が組合の方針としてそのまま流される。そういう問題の考え方、うけとり方はどうなのでしょう。

沼田 その排除されるというやり方じたいにはやはり問題があると思うのですが、野村先生や横井さんもいつていたことだけれども、問題は職場の組合員大衆に批判の自由というものが確保されているか、少数意見がどういうふうな尊重されるかということでしょう。だから、もし社会党員だけの執行部がそういう一定の線をだしても、批判の自由という点が十分に認められる条件をつくっていくならばそれはかまわない。私はいま批判の自由、少数意見の尊重ということの方がとりわけ強調される必要があると思うのです。労働組合における民主主義というのは、理念型としていえば、あくまでも大衆討論の上に築き上げられていくというものであつて、ここへ近づくと努力が二番やられなければならない。ただししかしその近く努力というものが、これは相対的なものですが、それからそこで、先ほど東城さんのいわれた官僚化の問題もでてきて、それはそう簡単に克服されていききらん問題もあるといったのだけれども、組合規約というのはそれを守る一つの柱なのですね。ところがその組合規約というものが実質的に十分守られていないことがしばしばである。例えば、大会や中央委員会や時間の都合とか何とか

いつて発言の機会を一定の時間を平均に与えるということだけだ。それで民主主義的な手続きはつくっているとはおそろくいえません。ところが理念型として考えられるような組合民主主義というのは、単に大会というある時点だけ、一定の公平さを保った状態の下で発言したというだけではまだほんとうの民主主義とはいえない……。

東城 規約の法律解釈としては、民主主義があつてもね。

沼田 ただ組織の規模が大きくなるとそれがあつて程度避けがたいというものが、あるわけですね。その間のギャップというものをどううづめるかをこの時期に十分考えてみるべきだ、一つの貴重なチャンスをも四・一七ストをめぐる各方面の動きが与えたものだと思ふのです。だからこのチャンスを前向きにどう活用するかが、運動の現在の課題だと思ふ。あまり爽かな事情でもなかったが、ここから学びとるべきだというふうに私は思っています。そういう反省吟味の基盤の上に労働者団結のモラルの貫徹というものがでてくると思ひます。そしてまた、そこから戦線の統一への方向がでてくる……。

十一 護憲運動・平和運動における問題

青木 いま、沼田先生にこの座談会のある意味での集約をして頂いてしまったようなわけですが、最後にこれからの労働運動の団結と統一の問題について、皆さんから一言づつ御意見をだしていただきたいと思います。矢加部さんからどうぞ……。

矢加部 それに大いに関係するんですが、今まででぜんぜんでなかった問題で、これから討議されてこの問題の処理がはっきりしないと、あとに影響を及ぼすと思うのは、次に起つてきている平和運動、平和闘争の進め方の問題だと思ふのですよ。統制問題の発展は、すでにその是非どころか、現実には共産党との全面的な共闘拒否に変化してきました。

こんど全通が大会にだしている方針でみますとこれに引続いて七月の総評大会に全通の決定として提案をするという建前で書かれているのですがそれは総評が新運動方針でいっている、護憲センターというものでは不十分であるから、現在の護憲連合に、最高会議と事務局を新設して、指導体制を強化すると共に、その決定に「拘束力をもたせる」ということになっているのです。

私は実はこの問題が春闘でたときからこれは次には平和運動へ発展していくだろう。平和運動の統制問題というのがでてくる可能性があるのじゃないか、というようなことを考えていたのですが、この全通の方針が通るとしますとどうでしょう。今の護憲連合ですが、これは安保共闘に代るものだという前提がついているわけです。そうすると、平和運動に関する機関の決定に違反した行動がとられた場合、四・一七ストと似たような問題が起る余地がありはしないか。総評主流派としても、平和運動の独自コースを切り開かざるをえないという立場はハッキリしてきたようですから、いいわるいとはともかく、そこに熱を入れれば入れるほど、事態は今までのよりなことではまずま

ないだろうという感じですが。

沼田 僕は今いわれた護憲連合の問題では、統制意思を確立してその拘束力を明記するというやり方自体を、もう少し吟味しなければいけないと思ふのです。それは、ああいう国民運動という規模で展開されることが、はたして拘束力をもつという同志的結合体としての形を厳しくとれるものかどうか。とつていいものかどうか。民主主義の問題以前の問題としてそういうことがあると思ふのです。そういうものである以上は、そこへ入ること自体が、むしろかしくなるのじゃないか。綱領に賛成して加盟するという場合にも、組合やわけでも政党に加入するのはだいたいづちがいますよ。だから、そういう拘束力をもつ決定というものの自体を、少しゆるめるといふか……。

野村 沼田先生のおっしゃる意味はよくわかるのです。組合運動の中であつても、さまざまな意見があつて、それが討論された結論が、組合の方針として遂行されることが、一ばん望ましい形だということでしょう。だから国民運動の規模になればなるほどそのことがいよいよ必要になってくるのじゃないか。

沼田 そうです。

野村 だから、それと反対の方向がでてきちゃ困る……。

沼田 私もそのことを了解しているのですが、それは名譽と信頼から生れる無形の強制に委ねるというところに弾力的な巧みがあると思ふのです。決議に拘束力をもたせるといふ規定を設けること自体がどうかということなのですが……。

野村 やはり国民的な団結なり統一なりで達成しなければならぬ課題というのが、日本にはまだたくさんあると思うのです。そういうときに、今のような形がそのまま移し植えられてくるということになると、それがゆきづまるようなときに非常に勢いで崩れてしまうという危険性が、ありはしないか。つまり崩れだしたらバタツと崩れてしまふというような、しめられていた手綱がどこかで一本きれると、バラバラになってしまふというようなことにならないことを、望みたい。

十二 統一と団結強化のために

沼田 もともと統一という問題は、みんなの関心を惹き起している問題についていろいろなところであらゆる分野において討論が起つてその中で見出されていく一つの運動形態なのですね。だから、組合についていえば、組合民主制と、不可分になるといふようなことを、いったのだけれどもね、しかし考えてみれば、組合民主制の確立ということ自体は抽象的一般論で、なにももの語らずに等しいのかもしれない。もう少し具体的にこの問題を扱うとすれば、例えばこれから総評はどういうふうにしていくかというような問題ですね。

野村 僕は総評などというものは、無視することのできない、日本の労働者の組織的な結集した力なのだと思うし、それから資本主義国家における労働組合の地位というものは、やはり非常にだじなものだと思ふのです。だからそういう組織というものが中心になって動くときに、自からを

狭めるような運動ではなくて、本当に国民的な統一行動にもつていけるようなやり方で指導性をもってもらいたい。また、政党のそういう労働組合にたいする働きかけというものも労働組合というものを十分尊重してやつてもらいたい……。

沼田 私も同感です。組合は政党組織みたいに同志的結合ではない、いわば一種の大衆団体であり本来の仕事として経済的なものを追求する団体ですね。だとすれば、先ほども一寸いったように、政党がもしそれを指導するとしても、大衆団体のもつ行動法則なり規範意識なりというものの、法則性といえますか、そういうものを捉えて、その中で動かしていくという、これが指導なのじゃないかと思うのです。

もちろんそれは、自然発生運動にひきずられるというようにみえるかもしれないけれども、そうではないのであつて、そういう法則性を掴んで主体的運動をどうもち込んでいくかということです。指導対象における法則性を無視して、しゃにむに引張り廻せというものじゃないと思うのです。

矢加部 私の意見じゃないのですけれどもこんどの四・一七ストと統制問題を含めて、こういう問題が発生していなかったとしたらという前提の下で、出ていたことが一つあります。というのは総評のいわゆる主流派の中にも、総評を社会党一党支持に結びつけてくるという方針を再検討しなければいかんという意見があつたことは事実なのです。それはどういふことかというところ、総評の組織問題と関連があるので、りくつはともかくとして、社会党と総評、社会党のスポンサーは総

評と俗にいう関係ですつとやつてきて、そのことの理由づけはいろいろやられているけれども、しかしそういう決定をリードしてきた指導者といえどもそれが理想的な形だというのは、必ずしもいかなかった。

総評の社会党支持は一種の現実論に立脚しているのだといつてきたわけですね。けれども、それも限界がある。限界という意味は、そういうことのために、総評の飛躍的な組織の発展ということが、なかなかできにくいんじゃないか、ということとです。少なくとも、そういう政党の問題が災いしている一面があるんじゃないか、という反省が、むしろ起きていたようですよ。

また太田議長などが従来いつてきたことなどをみても、ある段階までいけば社会党支持ははずすのだ、現状においてのみ、はずせないのだという言い方を、しばしばしてきております。

ところが結果として今、事態はどうなったかといえ、ちやうど逆になってきたわけですね。四・一七問題以来、この一党支持が逆に強化をされたわけです。そうすると、今、私は平和運動の問題をだしたのですが、来年の参議院選挙にも同じことはできそうです。共産党との協力提携、共同闘争の拒否という問題ですね。支持はもちろんしません、従来協力提携や共同闘争というところの方も、非常に否定的に今までよりなお強くなつてきた。現実はどうなつてきているわけです。

そこで組合民主主義の本来の在り方からいえば一般論としては、政党支持の自由というのは、そういうものじゃないのだという議論はできるが、

私どもがいわゆる現実論にたつて問題をみてみると、ここで、新しくこういう方針を採択する根拠として総評主流派ないし全連などがだしてきている一ばん大きい理論的な問題は、日本共産党のいわゆる四中総決定から第七回の中央委員会総会の決定、とくに、その中で謳われている総評の評価というような問題ですね、これを指して、この決定が変更されないかぎり、つまり共産党がそういう意味で反省しない限りとかいう前提付きの共闘拒否なのです、もちろん、四・八声明についても同じことをいっております。

いずれ総評大会ではそれも討論になると思いますが、これに対して、共産党側からの説明なり、あるいは黨員である組合の中の幹部や活動家ですね、そういう人たちから組合の中でこの問題も十分に解明し、答えてもらわないと、さっきからおっしゃっている組合の中の大衆討議を進め、組合民主主義を確立するとしても、釈然としないのじゃないでしょうか。

沼田 私も同感ですよ、それなしには、一歩も進まないと思うのです。だからそういう中で、現在の総評の在り方が議論され、今まで共産党がやっていたことについて、十分解明されていく。そのためにはこのストライキ自身が、どういう意味をもったか、そういうことをぜんぶ含めた討論がなされていくことが、必要だと思います。いかにも大上段でただ単におしつけるという工作态度はいかんですよ、それはまったく同感ですね……。

矢加部 統一と団結という点だけで附加えると私はこう思っているのです。この春闘のはじめか

ら、そういう意味では、安保共闘再開問題やビキニ・デーの対立などが示すように、統一と団結にむしろ逆行して、この春闘は不幸なスタートをしていたのじゃないかという感じがですね。

沼田 どうやら今日はある意味では労働運動にわたる試練期だね。

矢加部 大きな闘争を組織するということは、それがそもそも準備される過程において、十分な討議がつくされ、統一と団結が確立されていないことには、ある重大な局面にきた場合に、さっきどなたがおっしゃったけれども、必ずこういうことと似たような事態がでてくるのです。というのは、今日は討論にならなかったのですが、過去何回か大闘争をやったときに——戦後の二十年近い労働運動の中で、重大な局面ごとに、こんどのこれほどの統制問題にはならなかったにしても、いろいろなしこりが、私の記憶ではむしろ出ているのが一般的ケースのような気がします。それを回復しようとすれば、やはり時間がかかりますね。

むすび

青木 まだいろいろ皆さんから議論があるのだと思いますが、時間もかなり超過してきていますので、この辺で終りたいと思います。矢加部さんの御報告と皆さんの御討議によって、ともかくも、四・一七ストと統制問題について、それに関連してくる労働組合の統一と団結、組合民主主義、政党と労働組合の問題について、その問題点とこれをどううけとめて考えていくべきかということ、は、だすことができたのではないかと考えます。

細部の点ではいく分か意見のちがうところもでいたようですが、皆さんが、四・一七ストにさいして共産党とその影響下の組合活動家とった行動については、その動機はともかく労働組合の民主主義と組織統制、その統一と団結の観点から、問題である、統一と団結をいうなら、もっと組合員大衆や第三者にも納得のいくあのときの声明や行動についての釈明をだしてもらいたい。また、それに対応して全電通、国労などから大量にだされてきている統制処分、ことに除名処分については、その気持は察せられても、これも真に労働組合の団結の強化と、組織統制、組合民主主義という観点からいってにわかに賛成しがたい、こういう点では大体意見が一致していたのだと考えます。

御承知のように労働組合は、ここ数年来きびしい権利闘争をつみ重ねてきて、大きな成果を獲得してまいりました。団結を固めその力量を強めてまいりました。ところがそういう事態の進行のなかで、組合運動のすすめ方をめぐって主流、反主流の対立がすすんできて、いま労働者の権利にかかわって、その統一と団結が、運動の上で一つの大きな試練にたたされているわけです。いろいろ歴史的経過や問題はあるだろうが、せっかくつみ重ねてきた闘いの成果を失わせるように、正しい指導と大衆討議の上に、建設的にこの問題の解決をしていってもらいたい。そして憲法改悪を頂点とする政治反動を、合理化を中心とする資本状態に対応できる闘いの批判をしていってもらいたい。広く深くかためていってもらいたいというのが私たちの共通の願望ではないでしょうか。